相模原市 · 城山町 · 津久井町 · 相模湖町 · 藤野町

相模原市·藤野町合併協議会

#### 事務事業現況調書 目次

## 報告第8号 各種事務事業の取扱いについて(Cランク) その1

企画部会	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-
総務部会																			6 4

## 各種事務事業の取扱いについて (Cランク) その1

# 企 画 部 会

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
<del>了加了来面了</del> 7	民間活力導入促進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
r	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等		以果他省跡	正面以來至	正明的以本	正國际
歳出予算額(平成17年度)	1,600千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 本事業は、民間の資金、経営能力及び技術能力 本語的することにより、市が直接実施するよりも 効率的がつ効果的はサービスを提供できるトFI 事業を推進するため、平成14年に策定した『PFI場への方針』に基づき、導入の可能性等の検 討を行なっている。 【内容】 1)1次検討調査 事業課が策定する基本事項の整理を基に、定性評価、側部定量分析を行い、PFI事業として評価の高い事業については2次検討を行う。 2)2次検討調査。 以及ク分析、定量分析、VFM算定等をコンサルタントに委託し、PFI事業の可能性の判断を行う。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	ふるさと創生事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
11				T	I
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課
		城山町ふるさと創生事業基金の設置、管理及び処分 に関する条例	津久井町ふるさと文化振興基金条例		
101th >+ A 66					
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)			336,701千円		
歳入予算額(平成17年度)		95千円	227,600千円		
【事務事業の内容】	該当なし	【目的】	【目的】	該当なし	該当なし
		市町村が自主的・主体的に実施する地域づくりへの取組みを支援するために創設された「自ら考え自ら行う地域づくり」事業(ふるさと創生1億円事業)により交付税措置された1億円を原業を実施する。【内容】 平成元年に「城山町ふるさと創生事業基金」を設置して積み立ている。 平成3年に「ふるさと創生1億円事業選考委員会」等により、その活用方策を検討した。基準では、シンボルとなるプロンズの母子象を設置した。 事業 12,669千円 平成15年度末基金現在高 134,344千円 平成15年度末基金現在高 134,344千円 平成17年度末表高見込 134,546千円	国の「ふるさと創生事業」の創設に伴い、活力と魅力ある地域文化の振興を図るために「ふるさと文化振興基金」を設置し、次の事業を選定対象として実施する。人材の育成・地域・国際交流 (伝統文化の育成・継承 地域おこし 【内容】 基金を原資として種々の事業を所管課にて展開平成17年度事業及び予算額・国際交流推進事業 2,743千円・津久井城址域山のイメージを高める事業・1,571千円・津久井城址域山のイメージを高める事業・1,571千円・合唱の里づくり事業 1,200千円・町史編さん事業 19,922千円 他事業 平成16年度末基金現在高 416,118千円		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	市町村合併を除く広域行政	に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会		
12	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課	政策秘書課・(広域)	企画政策室	合併推進課	企画課
根拠法令等		津久井地域広域市町村團計画推進協議会規約	津久井地域広域市町村團計画推進協議会規約	津久井地域広域市町村圏計画推進協議会規約	津久井地域広域市町村團計画推進協議会規約
歳出予算額(平成17年度)	48千円	0.T.M	O.T.III	0.T.M	O.T.III
		0千円	0千円 0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円		0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 市民の行政ニーズの多様化や日常生活圏の拡大により、1つの自治体だけでは対応できないニーズや課題が増加しています。これらに対応されるに対応するに対応しています。これらに対応されるは、共同した広域的な取り組みを推進する。 【内容】 津久井地域とは、1市4町で首長懇談会を毎年1回開催し、津久井広域道路の取り組みをク図書館の相互利用、職員交流などを実施年に見聞といる。町田市とは、首長懇談会を毎年1回開催し、図書館、宿泊施設、高齢看掘とフター等の相互利用、乳切児健康診査の相互受診、広報紙のおともに、道路大学と地域の連携方策の調査研究などともに、道路大学と地域の連携方策の調査研究などに取り組んできた。	【目的】 行政ニーズの多様化や日常生活圏の拡大により、1つの自治体だけでは対応できないニーズや課題が増加しています。これらに対応するために、近隣自治体と連携し、相互に補完あるいは共同した広域的な取り組みを推進する。 【内容】 1市4町では、首長懇談会を毎年1回開催し、津久井広域道路の取り組みや図書館の相互利用、職員交流などを実施している。 津久井郡4町では、昭和46年に広域市町村圏設定し、圏域各町の特質や相違も設定があまえながら、広域の事業や共通目的を持つ事業を主に「津久井地域広域市町村計画」を策定し、事務事業の効率化と広域連携の強化を図っている。	【目的】 町民の行政ニーズの多様化や日常生活圏の拡大により、1つの自治体だけでは対応できないニーズや課題が増加しています。これらに対応するために、近隣自治体と連携し、相互に補完あるいは共同した広域的な取り組みを推進する。 【内容】 相模原市及び郡3町とは、1市4町で首長懇談会を毎年1回開催し、津久井広域道路の取り組みや図書館等の相互利用、職員交流などを実施してきた。 津久井郡4町では、昭和46年に広域市町村圏を設定し、圏域各町の特質や相違も踏まえながら、広域の事業や中共計画目的を持つ事業を主に「津久井水町では、昭和46年に広域市町村圏を設定し、圏域各町の特質や石炭でし、事務事業の効率化と広域連携の強化を図っている。	【目的】	目的】 イフ政ニーズの多様化や口常生活圏のないに対応できるにい対応であるは、に対応であるいに対応であるいに対応するために、近隣自分体と連抜り、組互を推議であるいは共同した広域的な取り組みを推進する。 【内容】 1市4時間では、造過路の取り組みを実施している。 を毎年1回閉館した。連入井地域が高いであるが高いた域が開発であるが高いた域が開発である。との書業を出て「は、地域が高いなが高」を発生では、一般である。に対の事業を状態である。との書籍を表している。 を表す事業の効率といるのでは、日本のでは、

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名					
29	各種事務事業の取扱い		企画部会					
事務事業番号	事務事業名		協議ランク					
12	市町村合併を除く広域行政	に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町			
【事務事業の内容】					中間川テニス場 西原宇原中学校グランド上野原市原中学校館 国門野原市原市立り広場 東部第一の大学館の 東部第一の大学館の 東部第一の大学館の 日本・マンプリー は まっと カール がった は まっと カール がった は まっと から まっと から は まっと まっと は まっと まっと は まっと まっと は まっと は まっと は まっと は まっと は まっと は まっと まっと は まっと まっと は まっと まっと は まっと は まっと は まっと まっと まっと まっと まっと は まっと			

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
			企画部会		
29	各種事務事業の取扱い				
事務事業番号	事務事業名	-	協議ランク		
14	パブリックコメントの実施	<u> </u>	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
	相模原市パブリック・コメント手続実施要綱	城山町パブリック・コメント手続条例			
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円			
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	【目的】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし
	市の原金では、	町の政策等の形成過程はあける公正性の確保とを関から、一次の関係とを図り、町の町民に対する説明を実施したを図り、町民の町政への積種的なたに町になり、町民の町政への積極的なた町である。 「内容」 1 実施機関 町長会、理学管理委員会・選挙管理委員会・選挙管理委員会・選挙管理委員会・関係を収集があり、1 実施機関 町長会・大手続の対象の制定又は、1 実施機関の関係を収集があり、1 では、1 実施機関の関係を収集があり、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では			

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
	各種事務事業の取扱い		企画部会		
	事務事業名		協議ランク		
15	YUIタウンプロジェクト		A協議会 B幹事会 C専門部会		
10	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					of B
歳出予算額(平成17年度)					0千円
歳入予算額(平成17年度)	A	ANNO AND A	the state of	Abolt do 1	0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	【目的】豊かで、かつ、持続可能な社会のあり力社会におけるための社会実験を行い、循環型会における経済形態を模索する。そのとする。 【内容】 「四人に土地を確保し、そこに人居。そこに人居。名は、一個では、大陽光し、インなどの利用権でのでき、では、大陽光し、一位では、大陽光し、一位では、大陽光し、一位では、大陽光し、一位では、大陽光し、一位では、大陽光し、一位では、大陽光し、一位では、大陽光し、一位では、大陽光し、一位では、一位では、一位では、一位では、一位では、一位では、一位では、一位では

合併協議事項番号			専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	地域再生プログラム(旧領	祭原小・旧菅井小)	A協議会 B幹事会 C専門部	숲	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					地域再生法
歳出予算額(平成17年度)					0千円
歳入予算額(平成17年度)					0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	【目的】 都市部への人口流出による過疎化・少子高齢化が進み、荒廃地の増加、森林の荒廃地の増加、森林の荒廃地地域活力の低下が見られる記定により国から支援措置を受け、より効果的に地域の活性化、地域経済の発展、地域庫用の創造及び定住人口の増加を実現していくことを目的とする。 【内容】(旧篠原小)・・・地域再生計画(町・県連名で申請)の認定定はより「補助転位を整備れた公立学校政会を関係技会等の成16年度に農村技験等グリーアスム活動の使用の弾力化」の支援措置を受けた。平成16年度に農村技験等グリーアスム活動の地に動設整備のため、廃牧舎の改修・工場を持つで、中成17年4月からは、地戸地域住民を設定を拠点として、農業体験・研修・宿泊・映茶・食事提供等のプログラムを進めていく。 (旧曹井小)請を指し、地域は長とも改善の研究・食事として、農業体験・研修・宿泊・映茶・食事提供等のプログラムを進めている。(「西井小)請を指し、地域再生計画の認定申請を行った。民間企業であめ、原文を対域・対域・では、一部が表別発施設として活用し、地域・大会、「関発施設として活用し、地域・大会、「関発施設として活用し、地域・大会、「ア月19日認定、事業開始は10月を予定している。)

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名					
29	各種事務事業の取扱い		企画部会					
事務事業番号	事務事業名		協議ランク					
17	一万段階段プロジェクト		A協議会 B幹事会 C専門部会					
17		城山町		+0+#\+0mT	a並 田マ M T			
	相模原市		津久井町	相模湖町	藤野町			
担当課名	企画政策課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課			
根拠法令等								
歳出予算額(平成17年度)					78千円			
歳入予算額(平成17年度)	該当なし	    該当なし	該当なし	    該当なし	0千円			
【事務事業の内容】					事業会はフセマリケースポーツを通じ青典はジャンマンマンマンマンマンマンマンマンマンマンマンマンマンマンで、1 を担からいます。 1 を担いる 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1			

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	都市経営ビジョン推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課都市経営ビジョン推進室	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等 歳出予算額(平成17年度)	2.898千円	70千円	90千円	45千円	120千円
	····	0千円	0千円	0千円	0千円
<u>歳入予算額(平成17年度)</u> 【事務事業の内容】	0千円 【目 的】	0++	【目 的】	【目的】	【目的】
(事の)学来の内台 (	新相模原市行政改革大綱の理念を継承・発展させるとともに、民間の経営手法の考え方を取りいれた『さがみはら都市経経営ジョン』に基づき、市民とともに「都市を経営する」という視点に立ち、改革を推進する。  【事業の概要】 『アクションブラン』に基づく取組みの進行管理。 ・相模原市経営評価委員会(学識・団体・公募市民経営評価委員会(学識・団体・公募市民経営評価委員会(学識・団体・公募市民で構成)の開催・相模原市都市経営推進本部(市長・島投・町人役・教育の開催・経営戦略会議(市長・助役・収入役・教育の開催・経営戦略会議(市長・助強・日本の取り、100円の関係部長及びアクションブラン推進のための取組みに対す、便先的予算配当(インセンティブ予算)  平成16年度で『新相模原市行政改革大綱』の第2次実施計画である『さがみの風』の計画期間終了。(平成17年度以降は、「さがみはら都市経営ビジョン」に発展的継承)	新城山町行政改革大綱、新城山町行政改革推進 計画(平成14年度~平成16年度)に基づき行 政改革の取組みを推進計画に基づく取組みの進行管理。 ・行政改革推進計画に基づく取組みの進行管理。 ・行政改革推進本部(町長、助役、収入役、教育長、各部長で構成)の開催 ・行政改革推進委員会(学識・団体・町民で構成)の開催 ・行政改革推進委員会(学識・団体・町民で構成)の開催 平成16年度で現推進計画の計画期間終了。 (平成17年度に「地方公共団体における行政改革 のための新たな指針(総務省)」により集中改革 ブラン(平成17年度、平成21年度)を策定する。)	連久井町行財政改革大綱実施計画(平成17年度)に基づく行財政改革の取組みを推進する。 【事業の概要】 実施計画に基づく取組みの進行管理。 ・行財政改革推進本部(町長、助投、収入役、教育長長、財務課長で構成)の開催 ・行財政改革推進町民会議(学識・公共的団体の役員、職員・公募町民で構成)の開催 平成17年度で実施計画の計画期間終了。	新相模湖町行財政改革大綱を推進を図るため。   事業の概要   ・行財政改革大綱・実施計画の策定及び実施に関すること。 ・行財政改革の進捗状況の報告と公表に関すること。 ・行財政改革の進が開催。 ・相模湖町行財政改革推進委員会(町民で構成)の開催	「可改改革(案)を策定し、平成18年度当初 予算・事業で実現可能な行政改革(案)を 策定し、平成18年度予算・事業編成のための 検討資料とすること。 【事業の概要】 職員で行政改革案策定ワーキングを組織 し、行革(案)として取り上げられてはいたが、実施に当たっての具体的な呼成18 なきれていなかったものにつて、率(案)として検討がなされていなかったものに対し、で、率(案)として検討といて、率(案)として検討と、行革(案)として検討結果報告書を予算編成の際の検討 資料として扱う。

人出场举事证明日	[人///		1 <del>= 00 \( \) \( \) \( \) \( \)</del>		
合併協議事項番号	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名		
29 事務事業番号	合性争務争業の収扱い 事務事業名		企画部会 協議ランク		
				^	
12	行政評価		A協議会 B幹事会 C専門部名	章 	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課都市経営ビジョン推進室	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	2,100千円	0千円			
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円		<u>-</u>	<b>ネル</b> わし
【事務事業の内容】	(目 的) 市民の視点に立った成果重視への市政への転換を行うために、市の政策・施策や事務事業等について、有効性や効率性などの視点から評価を行いP・D・C・Aサイクルを確立し、記明責価を果を公表することにより、市民に対する説明責任を果なすとともに、職員の意識が重要を受ける。 「事業の概要」 ・事務事業評価の実施(毎年実施)・施策評価の実施(17年度試行、19年度より隔年で本格実施)・市民満足度調査の実施(18年度より隔年実施)・大規模事業評価、政策評価の導入に向けた検討、及び、既に導入している事務事業評価、施策評価の改良。	【目 的】 城山町新総合計画「しろやま21ブラン」に位置づけられた事業について事後評価を実施。 予算・人員の適性配分・住民への説明責任・事務の簡素効率化を目的とし、結果は翌年度以降の予算へ反映させる。 結果を公表することにより職員の意識のツールとし併せて住民への説明責任を果たす。  【事業の概要】 ・事業評価の実施(前年度決算見込を評価) ・新規事要け、総合語で画における実施。 「日ーリングによる5年計画)を策定。	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名					
	各種事務事業の取扱い		企画部会					
事務事業番号	事務事業名		協議ランク					
6	東京事務所の運営		A協議会B幹事会C専門部会					
	1	1-1- n-T		TO 144 /10 m.t.	## mz mT			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町			
担当課名	東京事務所	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	総務課			
根拠法令等								
似処法マサ								
歳出予算額(平成17年度)	8,547千円							
歳入予算額(平成17年度)	0千円							
【事務事業の内容】	【目的】 各省庁その他諸機関等との連絡調整等を図る。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし			
	【内容】 ・ 各省庁その他諸機関等との連絡調整に関する							
	こと							
	・ 市政に関連のある情報及び資料の収集に関す ること							
	・ 本市施策の紹介、宣伝等に関すること ・ その他特命事項に関すること							
	ての同切即争奏に関うること							

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
	パートナーシップ推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
6	ハードナークック推進事業		AIDD M D D D D D D D D D D D D D D D D D	<u></u>	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	パートナーシップ推進課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課
	さがみはらパートナーシップ推進指針				
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	10,408千円				0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円				0千円
【事務事業の内容】	【目的】 「さがみはらパートナーシップ推進指針」に基づき、市民相互が協力、連携、補完しあってパートナーシップを構築することにより、個人や団体、NPO、企業、行政など、「みんなで担う市民社会」を実現する。 【内容】 1 市民参加推進事業 パートナーシップモデル事業 26事業の推進を専門家の助言を得て支援する。 (事業費) 平成16年度1,200千円 2 市民活動推進事業 「都市内分格」の研究成果に基づき、モデル事業「都市内分権」の研究成果に基づき、モデル事業を実施する。 (事業度)3,879千円パートナーシップ事業支援市民団体が他の資本と動成する。 (事業費)2,205千円パートナーシップ人材育成 NPO調座など (事業費)2,205千円パートナーショップ人材育成 NPO調座はど (事業費)100千円 3 街美化アダプト制度の推進制度の周知と普及を推進する。(事業費)100千円 4 市民委員会運営支援事業 「さがみは公寿市民委員会」の設置に向け、あり方などを公募市民委員会」の設置に向け、あり方などを公募市民委員会」の設置に向け、あり方などを公募市民等による準備会において検討する。 「事業費)2,924千円 5 企業の社会員献推進活動の支援 平成15年度に実施した社会貢献活動調査を踏まえ、支援を行う。 6 パートナーシップ意識の普及啓発ホームページ等による情報提供や職員研修の実施。	該当なし	該当なし	   該当なし	【事業名】 特定非営利活動促進法(NPO)の推進事業 【事業概要】 ボラティア活動をはじめとする町民の自由な社会貢献活動を行う団体に対して、活動の健全な発展を図っていく。 具体的には、主に情報提供、アドバイスを行っている。 現在、藤野町内で二つのNPO法人が設立されている。

合併協議事項番号	<b> </b> 合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	百種事務事業の収扱い		協議ランク		
		1 5 5 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
7	さがみはら市民活動サポー	トセンター官理連言事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	パートナーシップ推進課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等	さがみはら市民活動サポートセンターの設置等に関する規程				
歳出予算額(平成17年度)	19,280千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【設置の目的現代全など、さまざまな分野で行われている正規の自主的・非営利の社会に貢献する活動を支援する。 【概要】 平成14年10月設置 所在地相模原内容 交流サロン、会議室、作業コーナー開館時間 午前9時~午後10時 (12月29日から1月3日、定期点検日、定期清掃日は休館) 連営体制 公設民意(NPO法人さがみはら市民会議に運営委託たは公募を立て決定した。) 事業内容 ・交流サロン・会議室など打合せ用スペースの提供・市民活動に関「情報の提供・市民活動に関「情報の提供・10リカー、レターフェルティバルの開催・利用者 懇談会の開催 ・利用者 懇談会の開催 ・予算 ・平成17年度 利用状況 利用者 約14,500人相談件数 約100件 登録利用団体 171団体	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
	各種事務事業の取扱い		企画部会			
	事務事業名		協議ランク			
8	大学機能活用方策調査研究					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	パートナーシップ推進課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	3,502千円					
歳入予算額(平成17年度)	0千円					
【事務事業の内容】	「目的】 大学と地域の連携のあり方を検討する相模原・町 大学地域連携方策研究会において、情報発信 などの事業を行うとともに、(仮称)「市民・大学 交流センター」の事業内容や連営方法の検討を行う。 【内容】 1、情報発信プロジェクト ホームページによる情報発信 大学等の公開講座やイベント等の最新情報を発 低ベースによる情報発信 大学を身近に感じられるような情報誌を年2回程 度発行 2、(仮称)市民・大学交流センター事業の検討 (事業費)2,000千円 【予算】 ・市負担金 相模原市150万円(町田市150万円)	酸当なし	酸当なし	酸当なし	酸当なし	

<b>公併物理事的来</b> 只	公併物理事項		東 <u>即</u>			
合併協議事項番号	会議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
9	まちづくり助成事業	1	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	パートナーシップ推進課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)					200千円	
歳入予算額(平成17年度)					0千円	
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	【目的】 住民の地域づくりに対する自主自力の額成 と地域の活性化を図っていくともに、藤野 可総合計画の具体化を図っていくため、まち ずに対し助成処置を請じる。 【内容】 ・地域の環境美化活動又は事業 ・地域の景観ガくリ活動又は事業 ・地域のの景とは非当取とは事業 ・地域のの景とユニティ活動又は事業 ・地域のコミュニティ活動又は事業 ・地域のコミュニティ活動とは事業 ・地域のコーツを推進する活動とは事業 ・地域のコーツを推進する活動とは事業 ・地域のコーツを推進する活動をは事業 【交付基準】 助成金は、1団体、50,000円以内とし、最 4年間を限度とする。 【予算】 平成17年度 総額 200,000円	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	公共用地対策の調整		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土地利用調整課	都市計画課	企画政策室	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等 歳出予算額(平成17年度) 歳入予算額(平成17年度)	0千円 0千円	0千円 0千円	0千円 0千円	0千円 0千円	0千円 0千円
【事務事業の内容】	土地活用・調整会議の運営	土地利用調整委員会の運営	土地利用調整委員会の運営	土地利用調整委員会	土地利用協議会
	所掌事項 低未利用市有財産の活用方針の策定に関すること。 民間関発で本市の土地利用上重大な影響を及ぼす立地計画の調整に関すること。その他本市の土地利用に関し調整を要する事項に関すること。 対象 低未利用市有財産は、1件1000㎡以上の土地又は1件5000㎡以上の建物立地計画等にあっては、1件5000㎡以上の敷地面積に該当するもの。その他、この会議で検討を特に要すると認めたもの。その他、この会議で検討を特に要すると認めたもの。 構成企画部次長調整要要要要要要要要要要要要要要要要要要要要要要更更更更更更更更更更更更更更更	所掌事務 土地利用に関する諸計画の策定に関すること。 都市計画の決定に関すること。 でである。変更に関する。 でであること。 構成 会 部長 との表	所掌事項 土地利用の基本方針に関すること。 土地利用に係る諸計画の策定及び調整に関すること。 道路、住宅及び工場その他土地利用上重要な施設の立地計画の調整に関すること。制度及びその運用の調査に関すること。その他土地利用を図るために必要な制度及びその他土地利用に関し調整を要する事項に関すること。 横成 助役(会長) 企画の重謀長 産業経済課長 環境課長 環境課長 で 部組織 書記会 企画政策室、都市計画課、産業経済課、環境 課、建設課の職員のうち、各課長が推薦する者で構成。 担当職員数 1名	土砂等規則及びまちづくり条例規則の適切な運用を図る。 所掌事項については、相模湖町土地利用調整委員会設置要網による 構成(15名) ・助役 ・相模湖町課設置条例等で定める課の長 ・相模湖町課設置条例で定める事務局長 担当職員数 3名	土地の有限性及び公共性の認識を基に藤野町の土地利用に関する諸問題につる社会と、 総合的かつ計画的に検討した創造性豊野町 生物利用に関する活性関連な文化のまち」を実現していくため、設置 生地利用協議会要網) 所掌事項 土地利用協議会要網 と地利用に係る諸計画の策定に関すること 生宅団地、工場その他土地利用に関すること 住宅団地、工場その他土地利用に関すること 住宅団地、工場との企業を施設の立地計画に関すること と 大きな と は 大きな と な と な と な と な と な と な と な と な と な と

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	公有地の拡大の推進に関す	ス辻浄に思する重教	A協議会 B幹事会 C専門部会		
1	公有地の拡入の推進に関す	る法性に対する事物	AI励俄云 P针事云 C竒 J리고		_
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土地利用調整課	財務課・都市計画課	企画政策室	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	公有地の拡大の推進に関する法律	公有地の拡大の推進に関する法律	公有地の拡大の推進に関する法律	公有地の拡大の推進に関する法律	公有地の拡大の推進に関する法律
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	1 . 公有地の拡大の推進に関する法律第4条に規	該当なし	1.公有地の拡大の推進に関する法律第4条に規	1.公有地の拡大の推進に関する法律第4条に規	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
【事務事業の内容】	1 ・公有地売売主が地方公内性連に関する法律・未完を有 選達を表主が地方とする場合に行う事的届出  基準 市街化区域で5000㎡以上 市街化調整区域で10000㎡以上 都市計画施設の区域内に所在する土地や、道路や公園などの予定地として決定された土地 等は、200㎡以上で届出が必要  提出期日 契約を締結予定日の3週間以上前までに届出すること。 年間受理件数:13件(H16年度) 買取件数:13件(H16年度)  2 ・公有地の拡大の推進に関する法律第5条に規定する、売主が地方公共可属取申出  基準 都市計画区域で200㎡以上 提出期日 なし。 年間受理件数:5件(H16年度)  回答期限に第4条・第5条とも) 市長は届出がら3週間以内に買取希望団体の有無について3週間以内に買取希望団体の有無についが知する。 その他(第4条・第5条) 買取件数:5件(H16年度)  回答期限に届出がら3週間以内に買取希望団体の有無について3週間以内までは譲渡 (売買など)できない。  担当職員数 2名	歌与なし 本町では、第4、5条の届出は、経由事務 のみを実施しています。  【平成16年度経由実績】 第4条なし 第5条なし 担当職員 3名(兼務)	1 ・公行地売上が立た大団体では、日本の地域に対している。 本語がある。 大田の地方公共団体等以外へ土地を有償譲渡しようとする場合に行う事的届出都市計画施設の区域内に所在する土地や、道路や公園などの予定地として決定された土地等は、100㎡以上で届出が必要(都市計画区域外は、200㎡以上で開出が必要(都市計画区域外は、200㎡以上の間間、上前までに届出すること。 年間受理件数:1件(H16年度) 2 ・公有地の拡大の推進に関する法律第5条に規定する。 第5条に規定する。 第6を発望する。 第6を発望する。 第7を発望する。 第7を発望する。 第7を発望する。 第7を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	1 ・公行地でから、売主が地方公共団体等以外へ土地を有償譲渡した。ようとする場合に行う事前届出 基準	1 . 公付電の払入の推進に対する法律系4本分に規定する、売主が地方公共団体等)う事前届出事準 都市計画区域内で10,000㎡以上都市計画施設の区域内に所在する土地や、連路や画などの予定地として決定された土地等は、100㎡以上の部が必要(都市計画区域外は、200㎡以上) 提出期日

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会	<u> </u>		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
8	国土利用計画法に関する事	務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	土地利用調整課	都市計画課	企画政策室	都市整備課	まちづくり課	
根拠法令等	国土利用計画法	国土利用計画法	国土利用計画法	国土利用計画法	国土利用計画法	
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	65千円	64千円	43千円	
歳入予算額(平成17年度)		43千円	65千円	45千円	43千円	
【事務事業の内容】	国土利用計画法に規定する、地方公共団体等以外 から土地の権利を取得した場合の事後届出に関す ること。	国土利用計画法に規定する、地方公共団体等以外 から土地の権利を取得した場合の事後届出に関す ること。	国土利用計画法に規定する、地方公共団体等以外 から土地の権利を取得した場合の事後届出に関す ること。	国土利用計画法に規定する、地方公共団体等以外 から土地の権利を取得した場合の事後届出に関す ること。	国土利用計画法に規定する、地方公共団体等 以外から土地の権利を取得した場合の事後届 出に関すること。	
	基準 市街化区域で2000㎡以上 市街化調整区域で、5000㎡以上 取得する個々の面積は小さくても、買主が 取得する土地の合計が一定面積以上となる 場合「買いの一団」は届出が必要  提出期野 契約締結の日から2週間以内。 年間進達件数(市からの意見書付き):52件 (H16年度) うち参考意見等あり:24件 うち参考意見等あり:22条件 回答期限 県は重る。不動告の場合は、特に希望しておか ない限り、郵送されない。 年間回答件数:52件(16年度) うち県からの助音告件数:なし うち県からのかる音音件数:なし うち県からの不動音件数:52件	基準 市街化区域で2000㎡以上 市街化調整区域で、5000㎡以上 取得する個々の面積は小さくても、買主が 取得する土地の合計が一定面積以上となる 場合「買いの一団」は届出が必要 提出期日 契約締結の日から2週間以内。 年間進達件数(町からの意見書付き):0件 (H16年度) 回答期限 県は届出の受付日から3週間以内に勧告通知を 郵送する。不勧告の場合は、特に希望しておか ない限り、郵送されない。 担当職員数 3名(兼務)	基準	基準 ・5000㎡以上 取得する個々の面積は小さくても、買主が取得する土地の合計が一定面積以上となる場合 「買いの一団」は届出が必要 提出期日 契約締結の日から2週間以内。 年間進達件数(町からの意見書付き):2件 (H16年度)うち参考意見等なし:1件 回答期限 県は国出の受付日から3週間以内に勧告通知を ない限り、郵送されない。 年間回答件数:2件(16年度) うち県からの勧告件数:なし うち県からの助言件数:2件 担当職員数 1名(兼務)	基準 非線引き都市計画区域で5,000㎡以上 和市計画区域外で、10,000㎡以上 取得する個々の面積は小さくても、 賈主が取得する土地の合計が一定面 積以上となる場合「買いの一団」は 届出が必要 提出期日 契約締結の日から 2 週間以内。 年間進達件数(町からの意見書付き): 0件(日16年度) 回答期限 県は届出の受付日から3 週間以内に勧告 通知を郵送する。不勧告の場合は、特に 希望しておかない限り、郵送されない。 年間回答件数: 0件(16年度) 担当職員数 1名(兼務)	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		企画部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
9	特定地域土地利用計画に関	すること	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	土地利用調整課	都市計画課	企画政策室	都市整備課	まちづくり課		
根拠法令等			特定地域土地利用計画策定指針(神奈川県)	特定地域土地利用計画策定指針(神奈川県)	特定地域土地利用計画策定指針(神奈川県)		
歳出予算額(平成17年度)			0千円	0千円	0千円		
歳入予算額(平成17年度)			95千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	「日前の は できない できない できない できない できない できない できない できない	【目的】 総体的に土地利用規制の緩やかな特定地域において、地域特性を踏まえたまちづくりの推進及び秩序ある土地利用の実現を図る。 【内容】 特定地域における土地利用の基本的な方向性 保全ゲーンの設定 利用検討ゾーン内設定 4箇所 123.7ha 利用検討ゾーン内部 産業 3箇所 122.9ha (内、土地利用転換面積 23.0ha) 社会福祉系 1箇所 0.8ha (内、土地利用転換面積 0.8ha) 【策定年月】 平成6年3月 【計画期間】 平成7年度~平成17年度	【目的】		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	地籍調査事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
10	地相响且事未	T		_	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土地利用調整課	経済課	建設課	産業環境課	地域整備課
		国土調査法、地籍調査作業準則、運用基準		国土調査法、地籍調査作業準則、運用基準	
1511-11 4 55					
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)		12,325千円		30千円	
歳入予算額(平成17年度)		4,958千円		0千円	
【事務事業の内容】	該当なし	【目的】	該当なし	【目的】	該当なし
		現在の公図や登記簿は、明治の地租改正時に 作られたものが基となっており、実際の土地と		現在の公図や登記簿は、明治の地租改正時に 作られたものが基となっており、実際の土地と	
		記載事項が合わなくなってきている。これを是		記載事項が合わなくなってきている。これを是	
		正するため地籍の明確化を図り、土地の実態を 科学的かつ総合的に調査することを目的とす		正するため地籍の明確化を図り、土地の実態を 科学的かつ総合的に調査することを目的とす	
		<b>ర</b> .		<b>ప</b> .	
		【内容】		【内容】	
		調 査 取りまとめ・閲覧		調 査 取りまとめ・閲覧	
		認証		認証	
		窓口閲覧		窓口閲覧	
		誤り等訂正		誤り等訂正	
		【手数料】 地籍調査成果証明(1件300円)		【手数料】 地籍調査成果証明(1件 300円)	
		【負担金】 神奈川県国土調査推進協議会会費		【負担金】 神奈川県国土調査推進協議会会費	
		【特定財源】 地籍調査補助金 国 50% 県 25% 町 25%		【特定財源】 地籍調查費補助 国 50% 県 25% 町 25%	
		【参考】 町の計画面積 16.44km2		【参考】 町の計画面積 1.7km2	
		調査完了面積 2.29km2(16年度末現在) 現在の進捗状況 約13.9%		調査完了面積 0.29km2 (16年度末現在) 現在の進捗状況 約17.1%	
		<b>みたは マス座3グイベル</b> し 新3 1 O . 3 7 0			
				平成12年度より休止中。	
	]				<u>l</u>

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	県土地利用調整条例に関す	る事務	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土地利用調整課	都市計画課	企画政策室	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	神奈川県土地利用調整条例	神奈川県土地利用調整条例	神奈川県土地利用調整条例	神奈川県土地利用調整条例	神奈川県土地利用調整条例
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	市内における土地利用に対し、神奈川県土地利用調整条例により総合的な調整を行なう。 基準 市街化調整区域における1ha以上の土地の区画形質の変更を行う行為(開発行為)。 審査結果通知 県は開発計画書の提出から概ね5ヶ月で審査 結果通知書を交付する。 その他 開発者は審査結果通知書を受けてから都市計画法や他の許認可の手続きに入る。	町内における土地利用に対し、神奈川県土地利用調整条例により総合的な調整を行なう。 基準 市街化調整区域における1ha以上の土地の区 画形質の変更を行う行為(開発行為)。 審査結果通知 県は開発計画書の提出から概ね5ヶ月で審査 結果通知書を交付する。 その他 開発者は審査結果通知書を受けてから都市計 画法や他の許認可の手続きに入る。 担当職員 3名(兼務)	町内における土地利用に対し、神奈川県土地利用調整条例により総合的な調整を行なう。 基準 1 h a 以上の土地の区画形質の変更を行う行為。 (主として建築物の建設を目的とする開発行為については当分の間3000㎡以上が対象) 審査結果通知 県は開発計画書の提出から概ね5ヶ月で審査 結果通知書を交付する。 その他 開発者は審査結果通知書を受けてから都市計画法や他の許認可の手続きに入る。 担当職員数 1名(兼務)	町内における土地利用に対し、神奈川県土地利用調整条例により総合的な調整を行なう。 基準 1 h a 以上の土地の区画形質の変更を行う行為。 (主として建築物の建設を目的とする開発行為については当分の間3000㎡以上が対象)審査結果知 県は開発計画書の提出から概ね5ヶ月で審査結果通知書を交付する。 その他 開発者は審査結果通知書を受けてから都市計画法や他の許認可の手続きに入る。 担当職員数 3名(兼任)	町内における土地利用に対し、神奈川県土地利用調整条例により総合的な調整を行なう。 基準

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		企画部会				
	事務事業名		協議ランク				
12	生産緑地法に関する事務						
12	土住総地法に関する事務	1	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	土地利用調整課	政策秘書課	企画政策室	都市整備課	まちづくり課		
	生産緑地法						
根拠法令等							
15-11-5-15-15-15-15-15-15-15-15-15-15-15							
歳出予算額(平成17年度)							
歳入予算額(平成17年度)	0千円 生産緑地法に規定する、生産緑地に係る農業の主	該当なし	該当なし	    該当なし	該当なし		
【事務事業の内容】	主性線地法に規定する、主性線地に協る展集の主 たる従事者または土地の所有が生産線地を地方公 共団体等に買取申出する場合の調整事務	政当なひ	政当なし	該当なび	政当なし		
	基準						
	生産緑地地区に指定後、30年を経過したとき						
	農業の主たる従事者が死亡したとき 農業の主たる従事者に営農できなくなるような						
	故障が生じたとき						
	年間受理件数:12件(H16年度)						
	うち買取る件数:なし うち買取らない件数:12件						
	回答期限 市長は申出から1ヶ月以内に買取るまたは買 取らない旨の通知をする。						
	その他						
	買取らない場合は、他の農業従事者に斡旋を						
	する。 申出から3ヶ月以内に所有権の移転がおこな						
	われなかったときは、生産緑地地区内の行為						
	(建物の建築や宅地造成など)の制限が解除 される。						
	担当職員数 2名						
L	1	1		l	l		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	広報紙発行事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広報広聴規則		津久井町情報の共有化の推進に関する規則 町行政情報連絡調整会議設置要綱	相模湖町広報規則	
歳出予算額(平成17年度)	96,690千円	7,571千円	7,866千円	3,423千円	4,720千円
歳入予算額(平成17年度)	50千円	188千円	150千円	150千円	150千円
【事務事業の内容】	【目的】 市政の現状や課題、市民生活に必要な情報を迅速かつ分かりやすく提供することを目的に広報紙を発行する。変遷を記録する貴重をおとめ網別版を作成する。 (内容) 「公様世に残すと共に、一般の利用に供するため網別版を作成する。 (内容) 「公様世に残すと共に、一般の利用に供するため網別版を作成する。 (内容) 「発行を対して後世に残すと共に、一般の利用に供するため網別版を作成する。 (内容) 「発行が設 がはらの発行・発行の数 が関析が、新聞未購読者への郵送、出張所・公民館・各駅等に配置・事業費 96,460千円・組刷版の発行・対象 1年間に発行した広報紙・発行部数 240部 16年度からCD版に変更・配布先…市議会、小・中学校、図書館など・事業費 230千円 「参考」 「公本の事業を表し、「大学の数 240 タブロイド判 8ページ(15回)・発行部数 平均230,000部/回(内訳)・発行部数 平均230,000部/回(内訳)・新聞未購読者への郵送約2,500部(年平均)・新聞未購読者への郵送約2,500部(年平均)・駅(尺9 東方・本方・ 7,990部・出張所・公民館等(41箇所) 1,505部 編刷版の発行(主な配布先) 「大学の部・「大学の部)は、「大学の語)は、「大学の	【目的】 町の施策や制度をはじめとして、各種相談や検診など町民の暮らしに必要な情報を分かりや関心を高めている。 「内容】 - 1 広報の子の参加を推進する。 - 1 広報の子のの学師では、一般では、1 に対して、2 に対して、2 に対して、2 に対して、3 に対して、3 に対して、4 に対し、4 に対し、4 に対して、4 に対し、4 に対し、	【目的】 町政の現状や課題、町民生活に必要な情報を迅速かつ分かりやすく提供することを目的に広報紙を発行する。 【内容】 - 1 広報つくいの発行 【目的】 町政の現状や課題、町民生活に必要な情報を迅速かつ分かりやすく提供することを目的に広報紙を発行する。 【内容】 - 1 広報つくいの発行 - 発行 1日 - 規格 A4判 平均16ページ - 発行部数 9,650部/回 - 配布方法 各自治会経由での配布 郵便局・コンビニ等に配置 - 事業費 6,328千円 - 2 広報つくいお知らせ版の発行 - 発行部数 10,700部/回 - 配布方法 新聞折り込み - 事業費 1,538千円 縮刷版の発行 - 設計 1,538千円 縮刷版の発行 - 銀格 A4判 4ページ - 発行部数 9,650部/回 - 自治会起由で配布系 6,000部 関係機関等250部 - 2 に報つくいの発行 - 発行の数 12回 A4判 平均16ページ - 発行部数 9,650部/回 - 自治会域由で配布系 6,000部 関係機関等250部 - 2 に報りくいお知らせ版 - 発行部数 10,700部/回 - 新聞係機関等へ配布800部 庁舎内等520部 10,700部/回 - 新聞所込 10,400部/回 - 毎日・読売産経・東閉・入記の名4判 4ページ - 発行部数 10,700部/回 - 毎日・読売産経・東閉・入記の名4判 4ページ - 発行部数 10,700部/回 - 毎日・読売産経・東閉・入記の名4判 4ページ - 発行部数 10,700部/回 - 毎日・読売産経・東閉・入記の名4判 4ページ - 発行の数 10,700部/回 - 毎日・読売産経・東閉・入記の名4判 4ページ - 発行部数 10,700部/回 - 毎日・読売産経・東京・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・	【目的】  町政の現状や課題、町民生活に必要な情報を迅速かつ分かりやすく提供することを目的に広報紙を発行する。 【内容】 「内容】 「内容】 「内容】 (内容) 現格 A 4判 16ページ・発行部数 3,600部/回・配布方法 各自治会、駅等に配置・事業費 3,109千円・2 広報さがみこお知らせ版の発行・発行 15日・規格 B 4判(両面1枚)・発行部数 3,500部/回・配布方法 新聞折り込み公民館、新聞折り込み公民館、事業費 314千円 縮刷版の発行・発行の数 12回 A 4判 16ページ・発行部数 3,600部/回 自治会療経中で配布3,019部・関係機関等へ配布434部・本庁等147部・2に報さがみこお知らせ版・発行回数 12回 B 4判(両面1枚)・発行部数 3,500部/回 自治会療と 最近であれる43部・本庁等147部・2店報さがみこお知らせ版・発行回数 12回 B 4判(両面1枚)・発行を数 3,500部/回・新開折込 3,100部(朝日・毎日・読売・産経・東京博等人部・正統有36部・本庁等44部「未見解等へ配布346部・本庁等64部」、東市町村振興協会広報掲載料等交付金	【目的】 町政の現状や課題、町民生活に必要な情報を迅速かつ分かりやする。 【内容】 -1 広報紙を発行する。 【内容】 -1 広報ふじのの発行 -発行 1日 - 規格44判16ページ - 親格44判16ページ - 親格44判16ページ - 親格44判16ページ - 規格 3 判(両面 1 枚) - 発行 1日 - 規格 3 割(両面 1 枚) - 発行 5日 - 規格 8 3 判(両面 1 枚) - 発行 5日 - 規格 8 3 第一次共機関・農協などに配置 事業費 1 3 3 千円 - 編別版の発行 - 報告 3 3 千円 - 編別版の発行 - 第一次共機関・農協などに配置 - 事業費 1 3 3 千円 - 編別版の発行 - 発行の設め 1 2 回 A 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い			企画部会		
事務事業番号	事務事業名			協議ランク		
7	ビデオ・テレビ・ラジオ広報		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課	
根拠法令等	相模原市広報広聴規則					
歳出予算額(平成17年度)	23,444千円					
歳入予算額(平成17年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 市の取り組みやイベント、街の話題、各分野で活躍する人物などの情報を市内外に発信することで、市のPRIC努める。 【内容】 ビデオ広報 ・ビデオ広報 ・ビデオ広報・ビデオ広報・ビデオ番組「相模原るっくあらうんど」の制作…月1回(年間12回)、15分番組・ビデオ店の大井にの大井にの大井にの大井にの大井にの大井にの大井にの大井にの大井にの大井に	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	点字・声の広報発行事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名		町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広報広聴規則		津久井町情報の共有化の推進に関する規則		
歳出予算額(平成17年度)	4,220千円		200千円	40千円	
歳入予算額(平成17年度)	2,813千円		0千円	0千円	
【事務事業の内容】		該当なし	【目的】 月2回(1日・15日)発行している「広報つくい」の情報を、目の不自由な人に届ける 手段として録音版を作成する。 作成にあたり、町録音奉仕会へ補助金を交付。 【内容】 該当なし 声の広報つくい ・制作四数 月2回 年24回・制作的数 12組/回 (利用者=5人、その他関係機関に配布)・規格 90分テープ 1本・依頼先 町録音奉仕会・補助金名 録音奉仕会・補助金目的 録音版を作成する活動費	【目的】  町録音奉仕会の活動全般に対して補助金を交付する。その活動の中に町広報紙等の録音が含まれている。 【内容】 該当なし  声の広報さがみこ ・制作回数  町広報(1日号・15日号)月2回 年24回 議会だより 年4回 社協だより 年2回 ・制作数 11組/回 (利用者=8人、その他関係機関に配布 公民館2、町社協1)・規格 90分テーブ 1本 ・補助金額 40千円・補助金額 40千円・補助金目的 録音奉仕会の活動全般に対する補助	該当なし 【参考】 録音奉仕会が毎月行っている。社会福祉協議会から年間事務費として2万円出ている。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
	各種事務事業の取扱い		企画部会		
	事務事業名		協議ランク		
	新聞広告による広報				
12			A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	1,852千円				
	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 新聞に広告を掲載することにより、市政や観光事業などを市民や市外の人に広くPRする。 【内容】 ・市町村特集 朝日・読売・毎日・産経・東京 各1回掲載 ・ふるさと相模原…神奈川新聞5回掲載 ・返のまつり特集 武相、相模経済新聞各1回掲載(毎週水曜日) ・さがみはらワンボイント(掲載料無料)神奈川新聞(毎週土曜日)、市民カメラマンによる写真での市の行事紹介	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
13	インターネット広報		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名 根拠法令等	広聴広報課 相模原市ホームページ管理運用基準	町民課 城山町ホームページ運営規程	企画政策室 津久井町情報の共有化の推進に関する規則 町ホームページの管理及び運用に関する要領 町ホームページの利用における個人情報の取り扱い に関する要網 町行政情報連絡調整会議設置要網	企画財政課 相模湖町ホームページに関する事務取扱規程	企画課	
歳出予算額(平成17年度)	5,632千円	506千円	1,101千円	1,503千円	0千円	
歳入予算額(平成17年度)	1,500千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 市ホームページや、iモード等の携帯電話を活用して、市の行政情報などを提供する。 【内容】 市ホームページの作成 トピックスや施設案内等市全般に係原型として各課が作成する。 広聴広報課の作成で東外には一部ではホームページの経課が作成。 近聴広報課・事業をしている (広聴広報課・事業を内でパソコン・周辺機器を譲っ作成する。 本業費 3,800千円 広報さがみ・3元の音楽を、市ホームページを表がみ・3元の音楽を、市ホームページを表があり、一部では、中学生を対象にした広報を、市ホームページをも対象にした正報紙の記事からピックアップとを対象にした正報を、市ホームページを指表を、「中学生を対象にした正報を関係を表した。」 「世界では、1512千円 表記とデオ広報配信で、中学生を対象により、1512千円 なり、アナーに、1512千円 なり、アナーに、1512千円 なり、アナーに、1512千円 なり、アナーに、1512千円 おり、1512千円	【目的】 インターネットを利用した町のホームページを 運営することにより、情報提供機能の強化、広聴 手段の拡充、町民の申請などの利便性の向上を図り、町政への町民参加を推進する。 【内容】 町ホームページの作成 原則としてすべてのコンテンツを、情報所管 調からの依頼で町民課が作成。ただし各課においての作成も可としており、担当部署書 いての作成も可はまがけた。また器とかららも 見ることができる。 広報がりに一ず 毎月1日に発行の「ぶりに一ず」をPDFデータにして、ホームページ上でも見ることができる。	【目的】 町ホームページを公開することにより、町の行政情報等を提供する。 【内容】 町ホームページの作成 基本的に各課の情報については、担当課でデータを作成し、内容を確認等して企画政策室で ータを作成したアップしている。また、プマージ等の更新は、一部業者委託で対応している。 広報つくい 毎月1日発行の広報つくいをPDFのデータにして、ホームページ上で提供している。 は該当なし	(目的) 町ホームページを公開することにより、町の行政情報等を提供する。 【内容】 町ホームページの作成 基本的に各課で掲載する事項の原稿を作成し、内容を確認し企画財政課で更新する。 広報さがみこ 毎月1日に発行の「広報さがみこ」、毎月15日発行の「広報さがみこ お知らせ版」をPDFデータにして、ホームページ上で提供している。	【目的】 町ホームページを公開することにより、町の行政情報等を提供する。 【内容】 町ホームページの作成 基本的に各譲で掲載する事項の原稿を作成し、内容を確認し企画課で更新する。しかし、随時のお知らせは、各課で入力・掲載する。 毎月1日に発行の広報ふじのをPDFのデータにして、ホームページ上で提供している。	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		企画部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
14	暮らしのガイド発行事務		A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課		
根拠法令等							
歳出予算額(平成17年度)	1,000千円						
歳入予算額(平成17年度)	0千円						
【事務事業の内容】	【目的】 市民生活に密接に関わりのある窓口案内、相談 案内、各種の制度紹介などを分かりやすくまと め、市民の「生活便利帳」として利用してもらう ために発行する。 【内容】 ・発行は毎年 2~3年毎に全面改訂 改訂の翌年は増刷対応 ・発行部数 188,000冊(15年度全面改削場) 16年度は50,000冊増刷予定 ・規格 A 4判 128ページ ・配布方法 自治会を通じて個別配布(全面改訂の場合)のほか、希望者、市内転入者に窓口で配布	該当なし 参考 ・発行 平成12年度発行 ・発行部数 10,000部 ・規格 A4判 32ページ ・配布方法 自治会を通じて配布 転入世帯へ窓口で配布	参考 ・発行 平成13年度事業 ・発行部数 10,000部 ・規格 A49 36ページ ・配布対象 全戸配布・公共機関等 (約9,000部)	該当なし 参考 ・平成 5 年度に作成、以後作成なし	該当なし 【参考】 平成15年度発行「暮らしの便利帳」・発行部数1000部・配布対象 転入者		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
	「さがみはらマップ」発行事務				
15	このかはらくツノー先行	<b>争</b> 稅	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	0千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
16	市勢要覧・市の概要発行事務		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課	
根拠法令等	相模原市広報広聴規則		津久井町情報の共有化の推進に関する規則			
歳出予算額(平成17年度)	240千円		0千円			
歳入予算額(平成17年度)	0千円		0千円			
【事務事業の内容】	【目的】 市の現状やあゆみを広く紹介する。 【内容】 市勢要覧 市の歴史、自然、都市像などをビジュアルに紹介する。 ・発行 2 ~ 3年に1回 ・発行2ページ程度 オールカラー・配布対象 銀行 単美容室 新一ナーで有慣刊行物としても販売(700円) 平成17年度は発行予定なし 市の概要をコンパクトにまとめたもの ・年1回発行(6月)・発行部数 7,500部・規格 縦11撃×横53撃 (折りたたみ時…横75°)・配布対象 市職員、市民事業費 240千円	該当なし 参考 町勢要覧 ・発行部数 8,000部 ・規格 A4判96ページ オールカラー ・配布先 町内各世帯、金融機関、学校等 ・事業費 5,490千円	【目的】 町の概要などを紹介する。 【内容】 該当なし 参考 「勢要覧 平成13年度事業 ・発行部数 10,000部 ・規格 A4判 52ページ オールカラー (英語版) A4判 36ページ オールカラー ・配布対象 全戸配布・公共機関等 約9,000部 英語版…必要に応じ 事業費 1,459千円 英語版…738千円 町の概要 統計数値を中心に、町の概要をコンパクトにま とめたもの ・年1回発行 ・発行部数 150部 ・規格 縦135°×横36.55°(折りたたみ時…横 85°) ・配布対象 町職員 事業費 0千円	該当なし 参考 町勢要覧 ・発行 平成9年度事業 ・発行部数 5,000部 ・規格 A4判 44ページ (38ページ カラー 8ページ 白黒) ・配布先 町内各世帯、金融機関、学校等 事業費 3,738千円	該当なし 【参考】 可勢要覧 ・発行で取り 5000部 ・規格 変形4判 50ページフルカラー・配布先 直内各世帯・近隣市町村・報 直機関 ・その他 1冊700円販売 *事業費 3,675千円	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
	各種事務事業の取扱い		企画部会		
	事務事業名		協議ランク		
	市政情報誌発行事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
17					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名		町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
	相模原市広報広聴規則				
根拠法令等					
似処はマモ					
歳出予算額(平成17年度)	2,330千円				
	130千円				
【事務事業の内容】	【目的】 相模原市を広く内外に紹介するビジュアル冊子	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	を市民参加で作成する。				
	【目的】				
	・発行回数 年1回発行(10月) ・発行部数 10,000部				
	・担格 A4判 20ページ オールカラー				
	・配布対象 各公共機関、銀行・郵便局、 理美容室 ほか				
	在大百里 1877				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	「今 ふれあいのあるまちづくり」発行事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名		町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広報広聴規則				
歳出予算額(平成17年度) 歳入予算額(平成17年度)					
【事務事業の内容】	【目的】 主要事業や新規事業など市政の事業概要を紹介する。 【内容】 ・年1回発行(7月) ・発行部数 4,000部 ・規格 A 4判 44ページ ・配布対象 地域市政懇談会で自治会長に配布、希望する市民へ配布(視察対応含む)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	<b> </b> 合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク	ク		
19	地域市政懇談会		A協議会 B幹事会 C専門部会		_	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課	
根拠法令等	相模原市広報広聴規則 地域市政懇談会実施要領 (年度毎に策定)		津久井町情報の共有化の推進に関する規則			
歳出予算額(平成17年度)	78千円	0千円	0千円	5千円		
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	【目的】 地区自治会長等と市とのコミュニケーションの 場を設け、お互いの理解を深め、住みよいまちづ くりを推進する。 【内容】(平成16年度) 市内16地区の地区自治会連合会を単位として、市長等と自治会長等が地域の課題について話し合いを行う。実施方法・地区自治会連合会と市との共同開催 開催日時・原則、平日の午後で16世区と各出張所12地区の全18地区で開催 出席者 地区の出席者は自治会長及び関係団体 市の出席者は市長、広域行政担当記し、企画部長、市民部長、広域行政担当記し、一部の出席、市民部長、広域行政担当記し、遺行等はのある場合は、フリートーキングとする。(69件) 道 営 ・	【目的】  町民の視点での可政運営は、政策自治体をきっか 対域山町にとって、あらゆる課題を見出すきっであ り、今後の町政運営の参考とすることを域の場合ものに可 長以下関係を受けるであり。 と町づくり、地域域づくりについての思設ができる。 【内容】 ・通常、下記の内容で関する住民説明会などがあり、 ・本事業は実施力は、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部で	【目的】 広聴事業として、まちづくりについて広く町民の意見を聴くとともに、町の実情や当面する課題等について情報を提供し、町政に対する理解を得ながら、地域の課題やまちづくりについて意見交換を行う。 【内容】 町内の各地区自治会連合会又は自治会等を単位として、町長等と町民が地域の課題について話し合いを行う。 実施方法 町自治会連合会と町との共同開催 開催日時 日程については、年度ごとに計画平成16年度は5月~11月 原則、平日の午後時30分から9時30分から9時30分から9時30分から9時間、平成16年度は町内30分から9時30分まで12時間)各地区の自治会館又は公共施設平成16年度は1月391人町の出席者は町長、助役、教育長全地区共通で事前ある場合は、フリートーキンとする。平成16年度は「相模原・津久井地域合併協議について」連行等は地区自治会連合会が行う。 その他、全自治会長62人と町長、助役、教育長が町政全般についても時間に会に、助役、教育長が町政全般についても対応等に、財政意見交換会」を年1回実施(平成16年度参加者38人)	【目的】 住民の「生きた声」を広聴することに以適常に 民一一ズを的確にとらえ、これらを行財政運展開 していくために皮を止するものである。 【内容】(単区自治会を単位として、町長等と町 民が地域の課題につい呑との共居開 したがは、課題について話し合いを行う。 ・実施方法・開催日時 10月会との共同開まで日時を設定 (土区の集場の日でも実施) 各地区の会場の目の場所を開催 ・開催場所・出席者 にの第条会所の出席者は前に音が、表現の出席者は前に表現の出席者は前に音が、表現の出席者は一般の変なのので、表現の出席者は一般の変なので、表現の出席者は一般ので、表現の出席者は一般ので、表現ので、表現を所述、表現を所述、表現を所述、表現を所述、表現を所述、表現を所述、表現を所述、表現を所述、表現を所述、表現を所述、表現を所述、表現を所述、表現を所述、表現を所述、表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		企画部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
20	市政世論調査		Midia				
20	们以它酬帥且	T		T			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課		
	相模原市広報広聴規則 市政に関する世論調査要領(年度毎に策定)		津久井町情報の共有化の推進に関する規則				
担加注《笙	,						
根拠法令等							
歳出予算額(平成17年度)	2,547千円		0千円				
歳入予算額(平成17年度)	3千円		0千円				
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	【目的】	該当なし	該当なし		
	市民の市政に対する意識、意見、要望等を統計 的手法によって的確に把握し、市政運営の有効な		町行政に対する町民満足度を把握するとともに 町民の生活に係る考え方を把握し、今後の行政サ				
	手段とする。		ービスのあり方を検討する基礎資料とする。				
	【内容】(平成16年度) 市民意識の経年変化を知る項目や単年度ごとの		【内容】(平成16年度) 町民意識の経年変化を知る項目や単年度ごとの				
	項目を設定した調査		項目を設定した調査				
	調査対象 市在住の20歳以上の男女個人 標本数 3,000人		調査対象 町在住の20歳以上の男女 標本数 1,000人				
	標本抽出 住民基本台帳からの等間隔系統抽出		標本抽出 住民基本台帳からの無作為抽出				
	調査方法 郵送法(郵送配布郵送回収はがき督 促を2回)		調査方法 郵送法(郵送配布郵送回収、はがき督 促については該当なし)				
	回収数 1,833		回収数 365				
	回収率 61.1%		回収率 36.5%				
			平成16年度末で事業を廃止したため、平成 17年度は実施しない。				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名		温識ランク			
	市政モニター					
21	山政モニター		A協議会 B幹事会 C専門部会	T		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課	
	相模原市広報広聴規則 市政モニター運営要綱(年度毎に策定)		津久井町情報の共有化の推進に関する規則 津久井町町政モニター設置要綱			
根拠法令等						
依拠法マ寺						
歳出予算額(平成17年度)	890千円	0千円	85千円			
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	【目的】	【目的】	【目的】	該当なし	該当なし	
	市政について、市民からの意見や提案を計画 的、継続的に集約し、施策の計画立案や行政効果	町政全般について日常の生活の中で感じている ことや不満に思うこと、ご提言、ご要望、広報紙	町政について意見や提案等を計画的に収集する ことにより、施策の参考資料とするとともに、町			
	の測定等に活用する。	の感想などを町政モニターカードに記入して町へ	政運営に資することを目的とする。			
	【内容】(平成16年度) 任期 市政モニターA・Bとも任期1年(通算2	提出する。 【内容】	【内容】 任期 2年(ただし、平成15年度については			
	年までは委嘱可能)	任期 任期2年	H15.10.1~H17.3.31)			
	職務 市政モニター A モニター会議、施設見学会への出席、	職務 地域課題のレポート提出、会議への出 席、意見や要望の提出、出前役場への参加	(17年度はH17.8.1~H18.2.28予定) 職務 特定のテーマに対するアンケートの提出			
	アンケートの提出、市政への任意提案	応募資格 公募で選考。町内に在住する20歳以上	(年数回)、 町政への任意提案、モニ			
	市政モニターB アンケートの提出、市政への任意提案	の方	ター会議等は特に開催せず、郵送での提出			
	アンケートの提出、市政への任息提系 応募資格 公募で選考、満20歳以上の住民登録	平成16年度末で事業を廃止したため、平成17年	とする。 応募資格 原則として公募で選考。			
	又は外国人登録をしている人	度は実施しない。	町内在住の満20歳以上の者(ただし			
	(平成17年度は、モニターAは18歳以上、 モニターBは16歳以上)		、常勤の公務員等を除く)			
	Car Sid Construct /					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
22	市内施設めぐり		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課	
根拠法令等	相模原市広報広聴規則・ 市内施設めぐり実施要綱(年度毎に策定)					
歳出予算額(平成17年度)	939千円					
歳入予算額(平成17年度)						
【事務事業の内容】	【目的】 市民に市の施設を見学していただき、市政について理解を深めていただくため実施する。 【内容】(平成16年度) 実施回数 39回(団体29回、個人10回) 計782名参加 実施期間 5月~11月(8月は除く) 募集定員 各回23名(内2回は33名) 募集方法 広報紙で公募、申込み多数の場合は抽選 使用車両 市マイクロバス37台、市中型バス2台 見李施設 博物館、公園、清掃工場、消防署等 派乗員 非常勤職員2名が交代で勤務	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		專門部会名		
	各種事務事業の取扱い		企画部会		
	事務事業名		協議ランク		
23	市民と市長が語る会		A協議会 B幹事会 C専門部会		
23		T		•	1
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
	相模原市広報広聴規則				
10 thi 11 0 mm					
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	112千円	0千円		0千円	
	0千円	0千円		0千円	
【事務事業の内容】	【目的】	【目的】	該当なし	【目的】	該当なし
	市民参加のまちづくりを推進するため、幅広く 市民と市長が市政について積極的に意見交換等を	町民と町長が直接話し合える場を設け、町政に 関する意見交換等を行い、町民参加の町づくりを		町民と町長が直接話し合える場を設け、町政に 関する意見交換等を行い、町民参加の町づくりを	
	行い、今後の市政に反映させるため実施する。 【内容】(平成16年度)	推進する。 【内容】		推進する。 【内容】	
	第1回 「犯罪のない安全・安心のまちづくりに	毎月第1金曜日(原則) 午前中		毎月第2月曜日(原則) 午前中又は夜間	
	ついて」 日 時 5月15日(土)午前10時~11時30分	1人30分を限度に町長との意見交換等を行う 来室希望者は、事前に予約する		1人30分を限度に町長との意見交換等を行う 来室希望者は、事前に予約する。	
	参加者 団体推薦4名、公募4名 計8名	16年度実績12名		(16年度実績4名)	
	第2回 「子育て支援について」 日 時 7月17日(土)午前10時~正午				
	参加者 団体推薦4名、公募5名 計9名				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
24	こども議会		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名		町民課	企画政策室	企画財政課	企画課	
3兰3杯口	こども議会開催計画	P J L GRA	正門以來主	II E E E E E E E E E E E E E E E E E E	正当外	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	141千円					
歳入予算額(平成17年度)						
【事務事業の内容】	【目的】 市の都市像「輝きと愛があふれる人間都市さがみはら」の実現に向け、未来の自分たちの培むまちへの希望や期待などについての発言会に対する関心と理解を深めてもちう。 【内容】 中の(協力」 市教育委員会、市議会)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
25	わたしの提案(市長への手	紙)、陳情等に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広報広聴規則 わたしの提案等に係る電子メール取扱い要網電子メール利用基準	町長への手紙運営規程 城山町ホームページ運営規程	津久井町情報の共有化の推進に関する規則 津久井町要望、苦情等の取扱いに関する要綱		藤野町みんなの声を聞く座談会要綱 町長への手紙取扱い要綱
歳出予算額(平成17年度)	264千円	20千円	0千円	23千円	9千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 心のかよいあう明るい住みよいまちづくりを推進するため、市民の意見や提案等をいただく制度として実施する。 【内容】 1 わたしの提案(市長への手紙) 随時、市政に対する提案・要望等を受け付けし、申出人には回答を行う。(市民への回答期限は、概ね2~3週間以内を目安としている) 受付手段 (1) 封書(郵便料は市で負担) 出張所、公民館など市の主な施設73箇所に専用用紙と封筒を設置 一般封書、はがき等による投稿も受付 (2)電子メール 市ホームページの「わたしの提案 B O X」において、電子メールで受付 (3)専用ファクシミリ FAXひばり通信で受付 2 陳情、要望 市民団体等からの陳情、要望は、「わたしの提案」と同様に合い 切り、要望事頂等についる。 3 団体等との話し合い 団体等からの申出により、要望事頂等について、事業担当課職員が出席して、話し合いを行っている。 4 市民電子会議室「市民のひろば」市のホームページ上で個人の意見表明や市民同士又は市民と行政との間での情報交換ができる市民電子会議室「市民のひろば」を開設 平成16年度実績わたしの提案合計 577人 875件 「手紙 413人654件) (Eメール 164人 221件)) 陳情、要望 99団体 923件 市民のひろば 191件	「内容】  「内容】  「阿長への手紙 随時、可政に対する提案・要望等を受け付けし、申出人には回答を行う(町民への回答期限は、概ね2~3週間以内を目安としている)受付手段 (1)對書(郵便料は町で負担) 本庁舎、自治会館等に専用用紙を差込配布。一般封書、はがき等による投稿も受付(2電子メール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【目的】  町民の要望、苦情等を公正かつ迅速に処理することにより、その解決を促進し、町政に対する町民の信頼の確保に資する。 【内容】  1 わたしの場案(町長への手紙) 該当なし  2 陳情、要望等 随時、町政に対する提案・要望等を受付し、申し出人には回答を行う。(回答期限は、概ね14日以内を目安としている。) 受付手段 口頭又は書面  3 団体等との話し合い 該当なし  4 市民電子会議室「市民のひろば」  平成16年度実績 陳情、要望等 134件	【目的】  「目的】  「可政に関するご意見ご提案を手紙でいただき、可政へ反映する。 【内容】  1 可政への手紙(手紙及びメール) あなたの声をお聞かせください(手紙) 随時、可政に対する提案・要望等を受け付けし、申出人には回答を行う(申出人への回答 期限は、概ね1~2週間以内を目安としている) 受付手段 (1)はがき(郵便料は町で負担) 本庁舎素、公民館等に専用はがきを設置。一般封書、はがき等による投稿も受付 (2)電子メール 「町ホームページにおいて、電子メールで受付  2 陳情、要望 陳情、要望 陳情、要望 陳情、要望 陳情、要望 陳情、等望は、その都度受付をし、回答する  3 団体等等からの申出により、要望事項等について、事業担当課職員が出席して、話し合い で行っている。  4 該当なし 平成16年度実績 可政への手紙合計 14件 (手紙 8件) (Eメール 6件) 陳情、要望 29件	【目的】関するご意見ご提案を手紙でいただき、町政へ反映する。 【内容】 1 町長への手紙(手紙) 随時、町政に対する提案、要望等を受け付けし、申出人には対する提案、要望等を受け手段(1)對書(版報・じのへ対書よる投稿もし、中的計畫、はがき等にも投稿もし、一般計畫、とのでは、一般計畫、とのでは、一般計畫、とのでは、一般計畫、とのでは、一般計畫、とのでは、一般計畫、大学・一次で受付をし、回び、一般計畫、大学・一次のでは、一般が一次のでは、一般が一次のでは、一般が一次のででは、一般が一次のででは、一般が一次のでは、一般が一次のでは、一般が一次のでは、一般が一次のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
6	電子計算組織等の維持管理		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名 根拠法令等	情報システム課 相模原市電子計算組織運営規程	総務課 城山町電子計算組織管理運営規程	企画政策室 津久井町電子計算組織管理運営規則・ 津久井町電子計算組織管理運営規則取扱要領	総務課	総務課	
歳出予算額(平成17年度)	843.178千円	79.440千円	149.343千円	7.735千円	15.556千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	1 目的 ホストコンピュータ及び附帯周辺機器の管理 ホストコンピュータを利用するシステムの運用管 理	1 目的 ホストコンピュータ及び附帯周辺機器の管理 ホストコンピュータを利用するシステムの運用管 理	1 目的 ホストコンピュータ及び附帯周辺機器の管理 ホストコンピュータを利用するシステムの運用管 理	1 . 目的 町基幹業務システム機器の維持管理 (基幹業務委託、プログラム使用料については、 業務主管課毎で執行している。)	1 . 目的 町基幹業務システム機器の維持管理 (基幹業務委託、プログラム使用料については、業 務主管課毎で執行している。)	
	2 事業内容 ・機器構成(平成17年4月1日現在) ホストコンピュータ NEC ACOS IPX7800/114 (平成15年1月導入) CGMT装置 12台、MT装置 2台 センタブリンタ 中速4台、高速1台 オンライン端末機 4 4 7台(全96課機関に 設置、出先庁舎50か所) サーバー 4 3台、インパクトプリンタ 1 8 5台、証明用レーザーブリンタ 6 1台 ・適用業務 全50業務 主なシステム 住民記録、国民健康保険、国民民・企業を決定を、介護保険、保健福社、固定資産税市民税、収納管理、口座情報、下水道、成人健診、財務会計 3 事業費 (平成17年度予算 単位:千円)・需用費 (24,041) ホストコンピュータ及びオンライン端末機器関連消耗品(18,000)、関連施設及び物品修繕 (3務費 1,342) ・投務費 (1,342) ・投務費 (45,013) ホストコンピュータ操作・オペレータ2名> (13,317)、マシン室関連設備保守(4,249)、オンライン端大の移設及び設置(24,069) ・機器質信料 ボストコンピュータ (642,003) オンライン端末機器 (145,276)	2 事業内容 ・機器構成(平成17年4月1日現在) ホストコンピュータ NEC ACOS IPX7300 (平成13年5月導入)	2 事業内容 - 機器構成 (平成17年4月1日現在) ホストコンピュータ NEC ACOS i - PX7300/300 (平成15年9月導入) C G M T 装置 1台、M T 装置 2台 センタブリンタ 中速1台 オンライン端末機 48台(全16室課機関に設置、 出先庁舎からか所) サーバー 3台、ページブリンタ 11台、インパクトブリンタ 11台、インパクトブリンタ 11台・3ースを 25素券 主なシステム 住民記録、国民健康保険、国民任金、介護保険、固定資産税、町民税、収納管理、口座情報、下水道、学校給食 3 事務諸経費(平成17年度予算 単位:千円) - 無用費(3,408) ホストコンピュータ及びオンライン端末機器関連消耗品、関連施設及び物品修繕・投資費(1,931) 出先機関通信回線使用料・委託料(139) 関連設備保守 シ素に料(73,878) ホストコンピュータ、オンライン端末機器及び関連設備保守 システム統合曹業・使用機及び管件料 ・工事請負責(561) CVCF工事	2 ・	2 ・ 機器構成 (平成17年4月1日現在)  - 括処理系 オフコン(TP90F) M T装置 1台  - 括帆票用ブリンタ 1台 窓口業務系 サーバ(TOSHIBA MAGNIA 5100/S550(1M)RAIDEF'ル 1台 クライアント 2 1台 連続紙・単票兼用ブリンタ 2台 レーザーブリンタ 6台 ・適用業務 全26業務 主なシステム 住民記録、国民年金、国民健康保険(資格)、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険(誤課)、収納管理、下水道、口座情報、選挙、職員給与 3 ・事業費(平成17年度予算単位:千円) 委託料(2,363)機器保守料(使用料(11,450)プログラム 使用料(11,592)機器 ソフト購入(151)ヴィルス対策	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	行政事務情報化事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	情報システム課	総務課	企画政策室	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市職員の電子情報資産の安全管理対策に関する規定・ ネットワークシステム管理運用要網・ インターネット管理運用要領・ グループウェア管理運用要領・ O A機器管理運用要領	ネットワークシステム管理要領・ インターネット管理運用要領・ グループウェア管理運用要領・ インターネット等に関する個人情報保護管理要網・ OA機器管理運用要領	津久井町パーソナルコンピュータ運営要領		
歳出予算額(平成17年度)	255,419千円	29,542千円	7,876千円	3,838千円	4,037千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	1 目的	【目的】 電子自治体の推進及び庁内情報化を推進 【内容】 ・L GWAN,グループウェアシステム等の維持管理 ・通信回線の維持管理 ・通信回線数:5回線 (内部) ・光通信(8:1回線)・1回線) ・VDSL回線:2回線 LGWAN県域アクセス回線:1回線 ・セキュリティ対策 ・か部からの不正アクセス防御やコンピュータウィルス感染預定ハの対策 ・ウィルス対策ソフトライセンス 適用方法:リモート配信 ・グループウェンタの維持管理 導入形態:リース 所有数:178台(パソコン) 22台(プリンタ) 保守形態:オンサイト保守	【目的】	【目的】 庁内業務の効率化、高度化の推進電子自治体事業への参加 【内容】 1 . インターネット用庁内LANの維持管理 - 通信回線16年5月よりBルッツ回線に接続 - セキュリテクサス防御やコンピュータウイルス対策 クリークリークリークリークリークリークリークリークリークリークリークリークリーク	【目的】 「庁内業務の効率化、高度化の推進電子自治体事業への参加 【内容】 1、庁内ANの維持管理通信回線:H16.7月Bルッツ回線に接続LAN通信機器保守(ルーク、ファイワウォール)セキュリティ対策・外部からの不正アが以防御やコパ・コータがNIX感染防いで、カーター・カースをの手にで、カーター・カースをの手にで、カーター・カースをの手にで、カーター・カースをの手にで、カーター・カースをの手にで、カースをの手にして、カースをの手にして、カースをの手にして、カースをの手に

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
8	地域情報化事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
0	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	情報システム課	政策秘書課	企画政策室	総務課	総務課	
根拠法令等	相模原市総合情報システム利用者登録カードの交付等に関する規則					
歳出予算額(平成17年度)	9,555千円	1,079千円	1,365千円	2,882千円	975千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	1 目的 ホームページ及び施設予約システムを一体化した「さがみはらネットワークシステム(以下 1 大根、携帯電話、電話回線による音声約サービスを提供します。 2 内容・システムオペレーション SNETの利用報発信及び公共施設予約サービスを提供します。 2 内容・システムオペレーション SNETの利用報告登録処理、予約管理系サービス業務、情報提供サービス業務、情報提供サービス業務 常駐時間:7:45~23:30 ・街頭端末機 設置箇所:555箇所設置箇所:555箇所設置箇別:556台通信同機8:38回線・38回線・55台通信同機8:38回線・38一線・38一線・38一線・38一線・38一線・38一線・38一線・38一	【目的】 町民の利便性の向上と行政事務の効率化を図る ため、電子申請・届出システムの整備について検 討する。 【内容】 電子申請・届出システムの開発 開発体制:県及び県内市町村で構成する共 同連営協議会による共同開発 稼動時期:未定	【該当なし】 インタ・ネットや街頭端末機などを利用した情報 発信及び公共施設予約サービスは提供していない。 【地域情報化の取組】・県市町村電子自治体共同運営協議会による 共同開発 システム運営委託料 1,120千円 協議会負担金 245千円 電子申請・届出システムの開発 17年度運用は未定	・県市町村電子自治体共同運営協議会を事業主体とした電子申請・届出及び電子入札システムの開発・運用経費 ・電子申請・届出システム経費 428千円 会託料 403千円負担金 25千円・電子入札システム経費 2279千円 委託料 1570千円負担金 709千円・協議会負担金 175千円	【該当なし】 インタ・ネットや街頭端末機などを利用した情報発信及が公共施設予約サービスは提供していない。 ・県市町村電子自治体共同運営協議会による共同開発電子申請・届出システムを開発予定稼動時期:未定(平成17年度中の実施について検討中)・県市町村電子自治体共同運営協議会による共同開発施設予約システム稼動時期:未定(平成16年度脱退)参加しないこととした。  平成17年度予算(単位:千円) 協議会負担金 201 共同センター運営委託 653電子申請システム運用 121 【参考】・電子入札システム経費 負担金 730千円 委託料 1617千円	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
6	統計解析事務		Mic Aid			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	情報システム課統計室	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	1,276千円	64千円	0千円	0千円	150千円	
歳入予算額(平成17年度)	60千円	0千円	400千円	0千円	150千円	
「事務事業の内容」	1 地理情報システムによる各種統計資料の解析 【概要及び目的】	1 地域情報システムによる各種統計資料の解析 該当なし 2 人口将来推計 該当なし 3 統計書及び各種指定統計調査結果報告書の編集発行 【有償刊行物】 統計書(毎年) 各種指定統計調査結果報告書(該当なし) 【17年度歳出予算】 統計書、表紙及び製本 55千円(250冊) 歳出のうち9千円旅費を含む 3 各種統計資料の作成 町丁字別世帯と人口(毎月) 有償刊行物以外の指定統計調査の結果報告 該当なし 【17年度歳入予算】3千円(物品売払収入) 4 ホームページの更新 【内容】人口と世帯、町丁字別人口、世帯数、人 口推移 【更新】月1回	1 地理情報システムによる各種統計資料の解析 該当なし 2 統計書及び各種指定統計調査結果報告書の編集発行 【有價刊行物】 統計書(毎年) 各種指定統計調査結果報告書(該当なし) 【17年度歳出予算】 統計書 庁內印刷のため予算計上なし(180冊) 【17年度歳入予算】 400千円(物品売払収入総額) 3 各種統計資料の作成 町丁字別世帯と人口等(毎月) 有償刊行物以外の指定統計調査の結果報告 該当なし 4 ホームページの作成と更新 【内容】町丁字別人口と世帯 【更新】月1回	1 統計書及び各種指定統計調査結果報告書の編集発行 【有償刊行物】 ・統計書(毎年) 2 ホームページの作成と更新 【内容】 人口と世帯、町丁別人口、年齢別人口、各種統計調査結果報告、統計書等 【更新】月1回	1 地域情報システムによる各種統計資料の解析 該当なし 2 人口将来推計 該当なし 3 統計書及び各種指定統計調査結果報告書の編集発行 【有價刊行物】 統計書(毎年) 各種指定統計調査結果報告書(該当なし) 【17年度歳出予算】 統計書 表紙及び製本 150千円(100冊) * 各種統計資料の作成 町丁字別世帯と人口(毎月) 有價刊行物以外の指定統計調査の結果 報告 該当なし【17年度歳入予算】 4 ホームページの更新【内容】月1回	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	統計グラフコンクール事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
1				10 1# NB#T	######################################
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	情報システム課統計室	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等					
TEXALIZATE OF THE PROPERTY OF					
歳出予算額(平成17年度)	1,620千円				
	180千円				
【事務事業の内容】	【目的】統計思想の普及高揚と統計の表現技術の 向上を図ることを目的に実施する。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	【平成17年の事業の概要】				
	対象 市内在住の小・中学校の児童・生徒				
	応募内容				
	第1部(小学校1・2年生) 第2部(小学校3・4年生)				
	第3部(小学校5・6年生) 第4部(中学生)				
	に分け、統計資料の利用又は児童生				
	徒が観察・調査した結果をB2版の 紙にグラフ化したものを募集。(1作品につ				
	き3人まで合作可能)審査:市内の小・中				
	学校の先生、市教育委員会指導主事、県統 計協会職員計19名で審査				
	表彰				
	入賞(特選・入選・佳作)、奨励賞及び学 校賞(優秀校・奨励校)				
	その他				
	表彰式、入賞作品展の実施、入賞作品集 の作成				
	【平成16年度実績】				
	応募状況 小学校 (55校、1315点、2720人、入賞者40				
	人) 中学校(9校、79点、128人、入賞者 10人)				
	【特定財源】180千円(県交付金)				
	(並以大本)口(1001 『如保予店1				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	国委託統計調査		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	情報システム課統計室	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
	統計法	統計法	統計法	統計法	統計法
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	374,643千円	10,191千円	12,767千円	5,522千円	5,217千円
歳入予算額(平成17年度)	374280千円	10,188千円	12,767千円	5,519千円	5,217千円
【事務事業の内容】	【目的】国勢調査をはじめとする統計法で定められた各種指定統計を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。	【目的】国勢調査をはじめとする統計法で定められた各種統計を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。	【目的】国勢調査をはじめとする統計法で定められた各種指定統計を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。	【目的】国勢調査をはじめとする統計法で定められた各種統計を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。	【目的】国勢調査をはじめとする統計法で 定められた各種統計を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。
	【受託指定統計調査】(特定財源) 平成17年度 国勢館:349608千円 調査互致:5159調査区 調査員:約4500人 指導員。515人 工業統計調査(全数) 予算館:4270千円 調査員:約56千円 ○事業所・企業統計調査国査区設定経費 一定のでは、346千円 職人のうち2000千円は職員給与費へ充当 平成18年度 事業所企員:約400人 工業統基本度計調査 調査査 平成19結1調査 調査査 で成業統計調査 調査査 で成業統計調査 調査の表別では、19結260人 工業統基本度 高調金額計調基本度 高調金額計調基本度 高調金額計調基本度 の業統制・選基・制度 に定して、19を表別では、19を	【指定統計調査】(特定財源) 平成17年度 国勢館:10049千円 調査員:135人 指導員:14人 工業統計調査(全数) 予算基本 調査(全数) 予算基本 調査 (全数) 予算基本企業統計調査 予算額:116千円 調査員:3人 学校基本企業統計調査 所のうち5千円は通信運搬費へ充当 平成18年の更定業所直直調査 平成18年の責計調査 調査基本度計調査 調査基本度計調査 調査基本度計調査 調査基本度 前翼統基本度 前翼統基本度 前翼統基本度 前翼統計調査 調査基本度 前翼統計調査 調査基本度 前翼統計調査 調査基本度 前翼統計調査 調査基本度 調査基本の 調査基本度 は記計調査 調査基本の 調査基本度 性宅土土直計調査 調査基本度 性宅土土直計調査 調査基本度 性を主土を は、約17人 工業統計調査 調査基本の 調査基本を は、2人 学校基本度 は、2人 学校基本方 、3 該当なし	【受託指定統計調査】(特定財源) 平成17年度 国勢額:12283千円 調査員:約19人 工業統計調査(全数) 予算額:386千円 調査員:12人 学校基本調査(全数) 予算額:386千円 調査員:12人 学校基本調査 等額。18千円 の事業所・企業統計調査 可成18年保 無計調査 調査 手列の まの21人 工業統計調査 可成18年度 第21人 工業統計調査 可成18年度 商業統計調査 調査員:約1人 工業統計調査 調査員計劃査 調査員計劃査 調査員計劃査 調査量計劃査 調査量計劃査 調査量が計劃査 調査量が計劃査 調査量が計割査 調査量が計割査 調査量が計割査 調査量が計割査 調査量が計割査 調査量が計割査 調査量が対して記土場に対して 学校基本度 で成20年地統計調査 調査基本約3人 全国物量人 学校基本度 は宅土土場に対して 実統計調査 調査を定して は宅土土場に対して 実統計調査 に関査を定して はいるのでは、対して はいるのでは、対しては、対して はいるのでは、対して はいるのでは、対して はいるのでは、対して はいる	【受託指別審査】(特定財源) 平成17年度 国勢額5286千円 調査員:66人 指導資益:7人工業額計調査(全数) 予算額:7人工業務計調査(全数) 予算額:150千円 調査員:3人 学校基本調查 第 155年円 調査	【受託指定統計調査】(特定財源) 平成17調査

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	国委託統計調査		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	【調査地図システム】(一般財源) 目的 各種統計調査における調査員用の調査区地 図に利用 システム内容 ゼンリンZmapO A 統計調査、パソコン 2 台、 カラーレーザーブリンターシステム更新費用: 1ライセンス2851千円(調査区入力費用は別 途) 維持費用 363千円(更新地図データ174千円、パソコン 修理代50千円、ブリンター賃借料139千円)				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	県委託統計調査及び登録調	查員事務	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	情報システム課統計室	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
	統計法 県条例	統計法 県条例	統計法 県条例	統計法 県条例	統計法 県条例
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	369千円	66千円	71千円	62千円	61千円
歳入予算額(平成17年度)	287千円	66千円	71千円	61千円	61千円
「事務事業の内容」	1 県委託統計調査 【目的】 神奈川県条例に基づく以下の調査を実施する ことにより、各種行政施策の基礎資料とする。 神奈川県条例に基づく以下の調査を実施する ことにより、各種行政施策の基礎資料とする。 調査事項 男女別人口、世帯数、出生・死亡者数 市町村別転出入者数等 神奈川県年齢別人口統計調査 目的:毎年1回人口の年齢構成を明らかにし、 各種行政施策の基礎資料とする。 調査事項:出生者数、出生年別の死亡者数、転出生年別の死亡者数、転出生年別の死亡者数、転出生年別の死亡者数、転出人者数等 神奈川県市区町村内町丁・字別人口集計 目的:各市区町村内町丁・字別人の集計 目的:各市区町村内の人口を地域別(町丁字別)に明らが上し、各種行政施策及びその他の事務に処する。 【歳出予算】 106千円(旅費6千円、消耗品費100千円) 【歳入予算】106千円(県交付金) 2 登録調査員書員数 387名(定数) 【研修会】 施設見学会 年2回 事務研査会 統計功労者の表彰式と講演会 【登録調査員のデータベースシステムにより登録調査員の調査歴等を管理 【表彰】 相模原市統計功労者 調査員歴13年以上調査回数30回以上 市政功労者 調査員歴18年以上調査回数50回以上 市政功労者 調査員歴18年以上調査回数50回以上 市政功労者 調査員歴18年以上調査回数50回以上 成出予算】263千円、银償費30千円、旅費12千円、需用費159千円、(段務費55千円、使用料7千円)	(明委託統計調査 【目的】 神奈川県条例に基づく以下の調査を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。 神奈川県人口統計調査 目的:常住人口を明らかにし、各種行政及びその他の事務の処理に処する。 調査事項 男女別人口、世帯数、出生・死亡者数 市町村別別人口統計調査が神奈川県年齢別人口統計調査が連合の基礎資料とする。 調査事項:出生者数、出生・死亡者数 神奈川県年齢別人口統定の基礎資料とする。 調査事項:出生者数、出生生別の死亡者、転出力を対域の事で、当時で、10人にの基礎資料とする。 調査事項:出生者数、明子の子別人同な一ま計目的:各市区町村内町入口を地域別で、10年間の上で、10年間で、10年	「	1 県委託統計調査 【目的】 神奈川県条例に基づく以下の調査を実施する。 とにより、各種行政施策の基礎資料とする。 神奈川県人口統計調査 目的:常住人口を明らかにし、各種行政及びその他の事務に処する。 調事項別人口、世帯数、出生・死亡者数 市町州県年齢別人口統計調査 目的:毎市区の基礎資料とする。 調査事項:出生者数、出生印別の死亡者数、転出人者数時別人の基計関の基礎資料とする。 調査事項:出生者数、出生印別の死亡者数、転出人の基別の事項:出生者数、出生印別の死亡者数、転出生印別の死亡者数、転出外の別での基礎資料とする。 「他の事務に処する。 【歳出予算】 62千円(旅費18千円 需用費44千円) 【歳入予算】 61千円(県市町村統計事務交付金) 2 登録調査員要別 4名(定数) 【登録調査員システム】登録調査員の調査・表彰 歴等をエクセルにより管理	1 県委託統計調査 【目的】 神奈川県条例に基づく以下の調査を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。 神奈川県人口統計調査 目的:常住人口を明らかにし、各種行政 及び 調査事項 男女別人口、世帯数、出生・死亡者 教 市町村別転出入名数等 神奈川県年齢別人口統計調査 目的:毎年1回人口の年齢構成を明らか にし、各種行政施策の基礎資料と する。 調査事項・出生者数数、出生年別の死亡者 数、市区町村内の「テ別人口、生物・一次の・一次の・一次の・一次の・一次の・一次の・一次の・一次の・一次の・一次の

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	文化行政推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	文化国際課	政策秘書課	企画政策室	生涯学習課・企画財政課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	19,059千円	0千円	0千円	1,045千円	5千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	1,000千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 豊かで彩りのある市民文化を創造していくため 「新世紀さがみはらブラン」や文化振興の指針である「さがみはら文化振興ブラン」に基づき、文化行政の総合的な企画及び推進を行なう。  【内容】 相模原市総合写真祭フォトシティさがみはら文化を全国、世界に発信する事業として推進するもの。(相模原市共催事業) ・相模原市総合写真祭フォトシティさがみはら実行委員会への補助金の交付  「7,900,000円 優秀映画鑑賞推進事業 東京国立近代美術館フィルムセンターで保存している数々の名画の鑑賞を通じ、映像文化の振興を図り、市民文化の向上に寄与する。 ・優秀映画鑑賞会映写機使用料及び会場使用料360,000円 相模原市邦舞三曲連盟への補助金の交付相模原市邦舞三曲連盟に対して補助金を交付し、市民文化の向上に寄与する補助事業の推進を図る。 ・相模原市邦舞三曲連盟補助金 36,000円 公共施設使用料 ・フォトシティさがみはらなどの事業を行なうにあたっての公共施設使用料	【目的】  「個性ある地域文化の創造をめざして「新総合計画しるやま21ブラン」基づき、文化行政の総合的な企画及び推進を行なう。  【内容】  文化行政の課題、施策、推進方法等を検討し、  県及び市町村相互の緊密な連携を図り、文化行政の一層の推進を図るため、県市町村文化行政研究会議に参加している。	【目的】 芸術文化振興を支援するとともに、地域文化の向上をめざして「第二次新津久井町総合計画」に基づき、文化行政の総合的な企画及び推進を行なう。 【内容】 文化行政の課題、施策、推進方法等を検討し、現及び市町村相互の緊密な連携を図り、文化行政の一層の推進を図るため、県市町村文化行政研究会議に参加している。	【目的】 美しい郷土の自然を愛護し伝統文化の保護・伝承と人間性豊かな芸術文化活動の推進を図る。 【内容】 文化活動に対する住民参画の場と発表の機会の設定 多彩な文化的事業の推進と団体、グループの育成 文化行政の課題、施策、推進方法等を検討し、県及び市町村相互の緊密な連携を図り、文化行政の一層の推進を図るため、県市町村文化行政研究会議に参加している 【負担金】 県市町村文化行政研究会議負担金 10,000円 【企画財政課】 予算額 1,035千円 根拠法令等 相模湖町かおる文化とうるおいの町づくり 基金及び管理に関する条例 一般財源 35千円 特定財源 1,000千円(基金繰入金) 目的 町民参加による文化活動や活性化受けていない 団体に対して、補助金として交付する。 事業内容 ・町まニュリ事業 ・コミニュラ事業 ・コミニュラ事業 ・コミニュラ事業 ・コミニュラ事業 ・コミニュラ事業 ・カることであるおいの町づくり事業 ・対し、通当と認めた団体に対して交付する。 補助なの決定 かおるなどとうるおいの町づくり事業推進委員 るに諮問し、通当と認めた団体に対して交付する。	【目的】 里山の伝統文化とふるさと芸術村の融合 を図り、「藤野町第4次総合計画」に基づ き、藤野町固有の文化行政の総合的な企画 及び推進を行う。 【内容】 文化行政の課題、施策、推進方法等を検 討し、文化行政の一層の推進を図るため、県 市町村文化行政研究会議に参加している。 【負担金】 県市町村文化行政研究会議負担金 5,000円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	相模原市民文化財団経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	文化国際課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等	民法第34条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関す る法律 財団法人相模原市民文化財団寄附行為				
歳出予算額(平成17年度)	291 668千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 市民文化の向上及び振興を図るため、優れた芸	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	相模原市民文化財団経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	(内訳) 事務局長 1人(市) 総務班 6人 (市2人、固有2人、任期付2人) 企画班 6人 (市2人、固有2人、任期付2人) 相模原市文化会館11人 (固有3人、任期付6人、嘱託1人) 社のホールはしもと9人 (市11人、固有6人、任期付1人、嘱託1人) 相模原市市民会園6人、任期付1人、嘱託1人) 相模原市市民市民市一人人。 (南市1人、高有6人、任期付1人、嘱託3人) 相模原市市民市一ル1人 (嘱託1人) 市民公司投资。 (東京 1人) 表 1 表 1 表 1 表 1 表 1 表 1 表 1 表 1 表 1 表				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	文化施設管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	文化国際課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市立文化会館条例 相模原市立社のホールはしもと条例 相模原市立市民会館条例				
歳出予算額(平成17年度)	863,921千円	0千円			
歳入予算額(平成17年度)	140千円	303千円			
「本の内容」 【事務事業の内容】	【目的】 市民文化の向上及び振興を図るため、優れた芸術文化の鑑賞機会の提供や市民文化活動で利用できるよう施設の維持管理及び運営に努める。 【施設名】1.相模原市文化会館 2. 杜のホールはしもと 3. 相模原市市民ホール 【事業内容 置運営業務(財団法人相模原市民文化財団に委託) 1. 施設の管理運営業務(財団法人相模原市民文化財団に委託) 2. 施設賠償ホール 【事業内容 置運営業務(財団法人相模原市民文化財団に委託) 3. 「杜のホールはしもと」賃借料等の支払 【主な委託業務の範囲】 1. 施設の組持管管理点検・機械警備・環境衛生・備品の管理業務の範囲】 1. 施設の利用承認申間する業務(清掃・舞台操作管理・設定のホールの一日の基本利用料金は次のとおり 1. 相模原市民会館平日 215,000円 土・日・休日 284,000円 2. 杜のホールはしもと・平日 80,000円 土・日・休日 113,000円 4. 相模原市民会館平日 80,000円 土・日・休日 113,000円 4. 相模原市民会館第一年日 80,000円 土・日・休日 113,000円 4. 相模原市民会館第一日、休日 38,000円 なお、施設の利用料金制及管理者の収入となる利用料金制及見込節を委託料から差引く 【ホールの利用実舗】(平成16年度) 1. 相模原市民が・ル・第213件 277,1513人 3. 相模原南市民が・ル・195件 148,813人 4. 相模原南市民統・ル・195件 148,813人 4. 相模原南市民が・ル・195件 148,813人 4. 相模原南市民が・ル・195件 148,813人	【目的】  町民の多様な芸術文化活動や文化的交流を促進するため、その拠点となる文化施設等の整備について検討する。 【内容】 ・取得済用地の管理	該当なし ・各地域センターについては、各支所等が管理、運営。 (市民部会の「地域センターの管理運営事業に記載) ・文化福祉会館については、生涯学習課が管理、運営。 (生涯学習部会の事業として記載)	生涯学習部会生涯学習課事務事業番号29「県立相模湖交流センターの管理・運営に関すること」に別掲	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い				
事務事業番号	事務事業名 協議ランク				
9	文化施設管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	【相模原市民文化の向上及び振興に関する事業を行うとともに、市民の自主的、創造的な文化活動の促進を図ることにより、いきいきとした市民文化の創造に寄与することを目的とする。 2.役員理事長 1人 副理事長 2人 常務理事 1人 理事長 2人 常務理事 1人 理事長 2人 常務理事 (2) 10人以上15人以内 監事 2 2 2 2 3 . 基本財産 100,000千円(全額相模原市出資) 4 . 職員数職員7人 国有職員10人 任期付16人 嘱託7人 【特定財源】 1.名称 貸付業者電気料等収入 2. 内容 食堂・売店・自販機等の実費負担金 3.金額 140千円 【その他】 平成18年4月に指定管理者制度へ移行予定				

合併協議事項番号	<b> </b> 合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	国際交流事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
10		1		I	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	文化国際課	総務課	総務課	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)			2,743千円		760千円
歳入予算額(平成17年度)		22.16.1.	0千円	Davis I	600千円
【事務事業の内容】	1. 友好都市交流(相模原市国際化推進委員会委託事業) 【目的】 世界に開かれた地域社会づくりをめざし、世界に開かれた地域社会づくりをめざし、世界に開かれた地域社会づくりをめざし、世界に開かれた地域社会づくりをめざし、世界に開かれた地域社会づくりをめざし、世界に開かれた地域社会が、国際協力を進め無線市と、1991年にカナダ旧スカボロー市「現・トロント市)と友好都市を締結した。 【事業概要】 無錫市 相互友好訪問、研修生の受入れ、友好都市締結20周年記念事業の実施等トロント市 相互友好訪問、研修生の受入れ、友好都市締結20周年記念事業を使しまる。 【目的】市内の市民団体に対し国際理解と国際協調を定する。 【目的】市内の市民団体に対し国際化推進事業支援金で付し本市の国際化作は重要で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で	該当なし	1. 友好都市交流 【目的】 世界に開かれた地域社会づくりをめざし、世界 各都市との幅広に国際交流・国際協力を進めレイル市と友好都市を締結した。 【事業概要】 トレイル市 相互友好訪問 トレイル市 相互友好訪問 トレイル市6月30日から7月11日まで 2. 国際交流推進団体支援事業 【国際交流推進団体支援事業 【画際交流推進団体支援事業 (直頭交流推進団体支援事業 (直頭交流推進団体支援。 交付し本町の国際化の推進を図っている。 【事業概要】 1 再内の町民団体の推進を図っている。 【事業概要】 1 再次計画際交流性進団体支援。 (工事業の会への補助補助金額 200,000円(平成16年度から)団体の活動内容 (1) 町の国際交流素の関催 (3) 在日外国人支援 (4) 講演会及び報告会の開催 (4) 講演会及び報告会の開催 3. 市内在住外国人支援 【目的】 外国人と共に住みよい環境づくりを推進するため日常生活に必要な支援を行っている。 【事業概要】 門内在住外国人交流事業の支援 第1類耗品及び食料費 30,000円程度 4. 財源 津久井町ふるさと文化振興基金を充当	該当なし	【目的】

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
	各種事務事業の取扱い		企画部会			
29 事務事業番号	百性事務事業の収扱い 事務事業名		近二年   近三年   近日   近日   近日   近日   近日   近日   近日   近			
		際交流ラウンジ管理事業   A協議会 B幹事会 C専門部会				
11		Ī	AIM MR D P P P C P I I I I I I I I I I I I I I I	1		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	文化国際課	総務課	総務課	企画財政課	まちづくり課	
IDHOX A MY						
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	22 164千円					
歳入予算額(平成17年度)	500千円					
【事務事業の内容】	【さがみはら国際交流ラウンジ設置の目的】	】 該当なし	<u></u> 該当なし	<u></u> 該当なし	該当なし	
【事務事業の内谷】	しかかは国際では、	ax = 44 U	ax = 44 U		欧田はし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29 ************************************	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	銀河連邦サガミハラ共和国	事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	文化国際課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	8,191千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

世当課名 文化国際課相模原市国際交流 根拠法令等 相模原市国際交流 相模原市国際交流 は 150千円 は 150千円 で	業の取扱い		専門部会名		
事務事業名			企画部会		
担当課名 文化国際課   根拠法令等			協議ランク		
担当課名 文化国際課 相模原市国際交流 根拠法令等			Mi議フンソ   A協議会 B幹事会 C専門部会		
根拠法令等    横原市国際交流   根拠法令等   横上   根拠法令等					
根拠法令等    横原市国際交流   根拠法令等   横上   根拠法令等	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等    読出予算額(平成17年度)   150千円   150		総務課	総務課	企画財政課	まちづくり課
歳出予算額(平成17年度)   150千円   歳入予算額(平成17年度)   150千円   15	流基金条例				
歳出予算額(平成17年度)   150千円   歳入予算額(平成17年度)   150千円   15					
議入予算額(平成17年度) 150千円 【事務事業の内容】 【背景及び目的】 150千円 【背景及び目的】 170千名急速の相互 101 年界に開かれて、					
議入予算額(平成17年度) 150千円 【事務事業の内容】 【背景及び目的】 150千円 【背景及び目的】 170千名急速の相互 101 年界に開かれて、					
議入予算額(平成17年度) 150千円 【事務事業の内容】 【背景及び目的】 150千円 【背景及び目的】 170千名急速の相互 101 年界に開かれて、					
【事務事業の内容】 【背景及び目的】 世界各国速な国師 1世界各国速な国師 1世界各国速な国師 1世界に名通文 1世界に 1世界に 1世界に 1世界に 1世界に 1世界に 1世界に 1世界に					
世界各国の相互 いても急速な国际 「世界を開かれ」 し、友好都の 交流をはど、中、市の で支援なと中、市の が必要とした。 「概要基金とた。 「概要基金が日の 用益を利用して ることによって、	1]	   該当なし	該当なし	<u></u> 該当なし	該当なし
【活用状況】 国際交流基金 経費・国際交流: している。 平成13年度寄 2件 計150,00 平成14年度寄 1件 計00,00 平成15年度寄 3件 計204,19 平成16年度寄 2件 計150,000 平成17年度寄 1件 計50,000 寄付金累計 3 (平成17年3	互依存関係が深まる中、地域社会にお 原化時代を迎え、本市において年 た地域社会の形成」を市民の方々との 流り端都市の人々と市民の方々との されたり野での活動を展開しているさい。 されたり野での活動を展開しているさい。 されたり野での活動を展開しているさい。 これたは、維持ので安定的な環境づくまか。 平成6年4月に相模原市国際交流を3 本市の積立原として積立て、で表現では、 本市の積立原として積立て、そりでである。 本市の活動を一層推進するもので に、本市の活動を一層推進するもので はの選用額については、国際交流事業 が付金実績 100円 が付金実績 100円 が付金実績 100円 10	ex = 44 U	ax = 4 O		ax.⊒ 44. U

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		企画部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
14	ふるさと芸術村構想事業		Mb譲ラフク			
17		1-t- 1 mT		ID I#NEDT	++ m7 m+	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	文化国際課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)					5,000千円	
歳入予算額(平成17年度)					0千円	
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	【事業概要】 昭和61年度の「いきいき未来相模川ブラン」の主要プロジェクトの一つの事業。 「自然と人間の以存と融合」を基本理念 に豊かな創造性を育み、新いい芸術・文化の拠点づくりを進め、個性あるまちづくりを 目指した事業。 七本を事業内容は、以下のとおりであり、それぞれ一元化調書に記載した。 東野ふるさと芸術村メッセージ事業 (アート・スフィア)アーティスト・イン・レジデンス事業 野外環が刻事業(一元代調書「彫刻のあるまちづくり」に記載)	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	アーティスト・イン・レジデンス事業		Mi		
13				·= ·=·-	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	文化国際課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課
151151 4 55					
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)					0千円
歳入予算額(平成17年度)					0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	【目的】
1333701311					地域文化交流の拠点として、アーティス ト・イン・レジデンス(国内外の芸術家が滞
					在し創作する拠点)の整備を検討する。
					【内容】
					町内の空き家を芸術家に紹介し、滞在する
					のに必要な調整を行う。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	男女共同参画に関する事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
- 1	カメ共同参画に関する事業	·	AIMO BH 事云 C号 I I I I I I	1	T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	男女共同参画課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	男女共同参画社会基本法 さがみはら男女共同参画推進条例	男女共同参画社会基本法 男女共同社会づくり推進委員会設置要綱 神奈川県、県内市町村及び民間活動団体の協働による女性の暴力に対する緊急一時保護事業実施要綱	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会基本法男女共同参画プラン	男女共同参画社会基本法 男女共同社会ブラン 神奈川県、県内市町村及び民間活動団体の 協働による女性の暴力に対する緊急一時保 護事業実施要網
歳出予算額(平成17年度)	15,512千円	123千円	189千円	158千円	153千円
歳入予算額(平成17年度)	500千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 男女がともにその個性と能力を発揮できる社会の実現をめざし、男女共同参画推進条例に基本計画の総合的、効果が立める。また、市民とのパートナーシップのもと、の男女共同参画審議会の開催・市民、学識経験者等により男女共同参画の推進に関わる審議を行う。 男女共同参画専門員の設置・男女共同参画の推進情のほかの相談とに言いる人権侵害についての相談を当時の最近に関連するも、1,710千円、別女共の会員・居所のほかの相談に言います。1,710千円、アジッとの実施をである。1,710千円、アジッとの表に、の表に、の表に、の表に、の表に、の表に、の表に、の表に、の表に、の表に、	【目的】  男女共同社会づくり行動ブランに基づき、社会のあらゆる分野に女性と男性が共同で参画する男女共同参画社会の実現をめざし、女性施策を総合的、効果的に推進する。 【内容】 男女共同社会づくり推進委員会の開催・町民、学識経験者等により男女共同社会づくり行動ブランの推進に関わる審議を行う。  18千円 男女共同参画支援事業・民間活動団体と職定を締結し、DV被害者の緊急一時保護事業を実施する。65千円 1市4町男女津久井郡4町の共催による1市4町男女津久日参画フォーラムを開催する。40千円	【目的】 男女共同参画社会の実現に向け、町民意識の向上を図るともに、夫・パートナー等からの暴力により人権侵害を受けている女性の救済を図る。 【内容】 1市4町男女共同参画啓発事業・相模原市と津久井郡4町の共催による1市4町男女共同参画フォーラムを開催する。48千円 緊急一時保護事業・民間活動団体と協定を締結し、DV被害者の緊急一時保護事業を実施する。130千円 【負担金】 緊急一時保護施設分担金 130千円 (入所1件:65千円 平成16年度実績0件)	【目的】 男女共同参画ブランに基づき、男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、その実現に向けて啓発活動を推進する。 【内容】 ・フォーラム開催費 80千円・シェルター運営費負担金 65千円・協議会だよりの発行費 13千円	【目的】 男女共同参画ブランに基づき、男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、その実現に向けて啓発活動を推進する。 【内容】・フォーラム開催費 88千円・シェルター運営費負担金 65千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	男女共同参画推進センター	管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	男女共同参画課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市立男女共同参画推進センター条例				
歳出予算額(平成17年度)	34,297千円				
	6,022千円				
【事務事業の内容】	【目的】 男女共同参画を推進する活動拠点として、女 性にも男性にも、あらゆる世代に開かれた施設 として、新たなパートナーシップの創造を目指 し、センター事業体系に基づき具体的な事業を 推進する。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	【内容】 指定管理者による管理運営(センターで行う男 女共同参画を推進するための事業並びに、管理 運営を指定管理者に委任する。) ・NPO法人男女共同参画さがみはらへ委託 22,505千円				
	22,300千円 女性相談員による女性のための相談事業 ・ソレイコさがみ女性相談室において、相談事 業を実施する。(一般相談、専門相談) 11,501千円				
	調査研究事業の実施・女性を取り巻く諸問題の解決や男女平等意識の醸成に向けた取り組みを進めるため、市民の主体的で自由な発想に基づく調査・研究活動に対する助成を行う。  390千円				
	【男女共同参画推進センター使用料】 使用料 セミナールーム使用料 7,298干円 うち減免見込額 1,459干円 (20%) 個人利用分 183干円 + = 6,022干円(収入見込)				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		企画部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
6	平和思想普及啓発事業		A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	涉外課	総務課	総務課	総務課	総務課		
根拠法令等	ANATO	LOTE III	ATT D	2017			
歳出予算額(平成17年度)	3,611千円	190千円	0千円	20千円	0千円		
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	【概要】 「核兵器廃絶平和都市宣言」の趣旨に基づく、平和思想普及啓発のため、関連事業の開催等を行う。 「核兵器廃絶平和都市宣言」昭和559年12月に、非核三原則の遵守及び全ての核兵器廃絶、世界の恒久平和を願い都市宣言をした。 【内容】 1 「市民平和のつどい」の開催 [目的] 核兵器廃絶を発を図るため、「市民平和のつどい」開催する。 [内容] (1)市民平和のつとい」の開催 (1)市民平和の力とい」の開催 (1) 市民平和の力とい」の開催 (1) 市民平和の力と映(3)平和写真展(株験者のおはなし(5)平和パネル巡回展(4)被爆等戦争のおはなし(5)平和パネル巡回展(1年間)「市民平和のつどい」実行委員会 「予算」 3、420千円 2 日本非核宣言自治体協議会総会(長崎)及び平和祈念式典(広島)に職員を派遣 「予算」 3、420千円 2 日本非核宣言自治体協議会総会(長崎)及び平和祈念式典(広島)に職員を派遣 「予算」 3、420千円 3 平和関連団体等の負担金を派遣 「予算」 152千円 3 平和関連団体等の負担金をが負担金をの、000円日本非核宣言自治体協議会総会参加負担金をの、000円日本非核宣言自治体協議会総会参加負担金のの円間、10,000円を兵器廃絶平相模原地区平和行進激励金 10,000円原水爆禁止世界大会賛助金 10,000円原水爆禁止世の火リレー激励金 10,000円原水爆禁止性の火リレー激励金 10,000円	【概要】 「非核平和都市宣言」の趣旨に基づく、恒久平和への意識の高揚を図るため、平和のつどいの開催などを行う。 [非核平和都市宣言] 昭和60年12月に、非核三原則を堅持し、永久に平和都市であることを宣言した。 【内容】 1 「平和のつどい映画会」の開催 [目的] 非核平和都市宣言の趣旨に基づく、恒久平和への意識の高揚を図るため開催する。 [内容] 平成16年度 「まっ黒なおべんとう」の上映 平成16年8月20日 (午前・午後の部の計2回上映) [予算] 190千円	【 概要】 「核兵器廃絶平和宣言」の趣旨に基づく、恒久平和への意識の高揚を図るため、啓発活動に努める。 【 核兵器廃絶平和宣言】昭和60年8月6日に、非核三原則を堅持し、永久に平和都市であることを宣言した。 【 内容】 1 近年、具体的事業の実施なし	【概要】 「核兵器廃絶平和宣言」の趣旨に基づく、恒久平和への意識の高揚を図るため、啓発活動に努める。  [核兵器廃絶平和宣言] 昭和61年9月22日に、非核三原則を堅持し、永久に平和都市であることを宣言した。 平和関連団体等の負担金、補助金及び交付金日本非核宣言自治体協議会分担金 20,000円	【概要】 「核兵器廃絶平和宣言」の趣旨に基づ く、恒久平和への意識の高揚を図るため、 啓発活動に努める。 【核兵器廃絶平和宣言】 昭和60年9月12日に、非核三原則を堅持し、永久に平和都市であることを宣言した。 【内容】 1 近年、具体的事業の実施なし		

合併協議事項				
		事門部会名 企画部会		
		協議ランク		
				T
				藤野町
	総務課	総務課	総務課	総務課
日米安全保障条約 日米地位施設 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律など				
18,024千円				
1,177,836千円				
市内米軍基地の返還の促進、厚木基地の米軍機による。 「内容」 市内米軍基地の早期返還など基地対策 「内容」 市内の米軍基地の早期返還など基地対策 「内容」 市内の米軍基地の早期返還など基地対策 「内容」 市内の米宝基地は、市民生活やまちづくりの大きな障害を基本として、特に必要実現が図復の進市会話の選を基本として、特に必要実現が図復の進市会話問題・一部返軍対している。 日本の解決に可いる地の解決に可いる地の解決に可いる地の解決に対している。 1 ) 中の移転問題は総敵の野積場及び北側部分の早期返還 (2) 相模総合のの米陸軍第一人の米陸軍の利益が 「日本のの解決に対している。 (1) 中の移転問題に対する取り組みで、1) 中の移転問題に対する取り組みで、1) 中の移転問題に対する取り組みの、1) 中の移転問題に対する取り組みの、1) 中の移転間を開いる。 1 中の 1 中	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	上地対策事業名	基土地対策事業  相模原市	基地文子(東京 本	おおき

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い 事務事業名		企画部会			
事務事業番号			協議ランク			
7	基地対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市		津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	の集計等を行っている。 「競入予算」 騒音調査委託費 386千円 「歳出予算」 6,918千円  3 基地交付金 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する 法律に伴う交付金 基地交付金資産調査システム」 基地交付金の剪定基礎となる基地内資産台帳調 香力提供施設等所在市町村助成交付金 1,093,000千円 施設等所在市町村調整交付金 81,000千円 施設等所在市町村調整交付金 81,000千円 4 基地関係連絡協議会負担金 12,000円 県基地関係県市連絡協議会負担金 12,000円 県基地関係県市連絡協議会負担金 70,000円 原本基地関係県市連絡協議会負担金 70,000円 厚木基地関係系書的連絡協議会負担金 40,000円 原本基地関係系書的連絡協議会負担金 10,000円 東本地区涉外連絡委員負担金 10,000円					

# 総務部会

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	褒賞及び表彰事業 (職員表	彰を除く)	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	秘書課	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等	市表彰条例	町表彰条例- 町名誉町民条例	町表彰条例	町表彰条例	町表彰条例
歳出予算額(平成17年度)	3,797千円	780千円	540千円	183千円	1,050千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	「概要】 「市表彰条例に基づき、市政の振興、公共の福祉 増進、文化の向上等に功労あまったもの又は広く市民の模範となるものについて表彰を行うもの。 【内容】 1 ・表彰の種類 市政功労表彰、自治功労表彰、市民文化表彰 (1) 市政功労表彰、自治功労表彰、市民文化表彰 (1) 市政功労表彰、自治功労表彰、市民文化表彰 (1) 市政功労表彰、有民文は団体)産業、経済、土木、厚生、消防等本市の公共の福祉・進、教育、芸術、科学等の労災績顕著なもの、善行著しいもの、その他 (2) 自治功労表彰 市長・18年以上その職にあった者・市議会議員 10年以上その職にあった者・市議会議員 10年以上その職にあった者・教行機関の委員・15年以上その職にあった者・教育代機関の委員・15年以上その職にあった者・教育、芸術、科学、福祉・田・美郎にあった者・別・大芸術、科学、福祉・田・美郎・田・大芸・田・大芸・田・大芸・田・大芸・田・大芸・田・大芸・田・大芸・田・大	「概要]	「概要】  「表彰条例に基づき、町自治の振興と徳行の高揚を図るために可欧の振興、公共の福祉に助労のあったもの、又は広く町民の模範となるものについて表彰を行うもの。 「内容】  1.表彰の種類 一般表彰(対象は、町民社とくは本町に関係ある個人若しくは団体)生活改善・町政の進展・教育文化の振興・産業の発展等なもの、徳行著しいもの、人命教助、多額の寄附又は奇特な行為のあったもの、その他の地の地域展、変育文化の振興、産業の発展等その他功等に顕著なもの、徳行著しいもの。大の地の地域展、教育文化の振興、産業の発展等その他功等に顕著なもの(2)町民功労表彰多年にわたり、町政の進展、教育文化の振興、産業の発展等その他功時に顕著なもの(3)自治功労表彰。 :満8年以上在職した者町議会議員 :満12年以上在職した者町議会議員 :満15年以上在職した者町議会議員 :満15年以上在職した者が後・収入役 :満10年以上在職した者が後・収入役 :満10年以上在職した者が後・収入役 :表彰について審査しき申する。  任期 2年報酬 会長 8,000円(日額) 委員の議員の委員 2人町の執行機関の職員 1人学識経験のある 2人	【概要】  「概要】  「表彰条例に基づき、町政振興に寄与し、又は広く町民の模範となる行為をしたものについて表彰を行うもの。  【内容】  1.表彰の種類 一般表彰(対象は、町民又は町に関係ある産業、経済、科学等の文化向上に寄与し、その業績顕著な者、非常災害に際し特に功績が顕著な者、著行著しい者、その他(2)功労表彰・町長・12年以上在職した者町議会議員 12年以上在職した者町議会議員 12年以上在職した者町議会議員 12年以上在職した者下議会議員 12年以上在職した者下議会議員 12年以上在職した者下議会議員 12年以上在職した者下議会議員 12年以上在職した者下議会議員 12年以上在職した者を利定、収入役 10年以上在職した者を利定、10年以上在職した者をの他町長が特に功績顕著と認める者 2、実施時期 毎年実施(1月4日)(消防御員は、出初規(関)町長の諮問に応じ、表彰について審査し答申する。任期 必要のつど。審査終了後解任謝礼 8,100円(4時間以内は、4,100円)委員の数 10人  4.名誉町民本条例により被表彰者になったもののうち、特に業績贈る。存命者 4名	「概要】  「概要】  「表彰条例に基づき、町の振興寄与し、又は広く町氏節を付うもの。  「内容】  「内容」  「内容」  「内容」  「内容」  「内容彰の種類 一般表彰、列表彰。  「)一般表彰、知労表彰。  「)一般表彰、経済、土木、厚生、消防時にになって表彰、経済、土木、厚生、消防時にになった。  「大変」  「大変)  「大変」  「大変」

合併協議事項番号 合	<b>合併協議事</b> 項		専門部会名		
	S種事務事業の取扱い		総務部会		
	<b>『務事業名</b>		協議ランク		
6 4	<b>憂賞及び表彰事業(職員表</b>	彰を除く)	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】		「概要」 町名書町民条例に基づき、町民又は町に関係の深い者で社会、政治、経済、教育、文化等の進展に貢献し、その功績が特に顕著で町民の敬愛を受けるものに対し名響町民の称号を贈る。 【内容】 名誉町民には、名誉町民の称号、名誉町民章及び金一封又は記念品を贈る。存命者なし 現在まで1名に贈る。存命者なし		TH LAPTED	(平成17年度) 町政50周年にあたり、記念式典を行う。 実施予定日 平成17年7月15日 開催場所 県立藤野芸術の家 一般表彰 10名程度 【予算】 ・事業費 730千円(アトラクション等) ・記念品 320千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	私学振興に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
ı		1-15 L m-T		101#V0mT	++ m2 m7
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総務課	総務課	総務課	総務課	企画課
IDHAY A MY					
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	0千円				
	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	市内の学校教育における私立学校の果たす重要な 役割にかんがみ、私立学校が行う施設整備事業等 に対し、助成を行うことにより、私立学校の健全 な発達に資する事を目的とする。				
<u>I</u>					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		総務部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
6	情報公開に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名 根拠法令等	総務課情報公開室 相模原市情報公開条例、同施行規則(規程)、同事 務処理規程。同情報公開審查会規則、同情報公開審 查会運営規程	町民課 城山町情報公開条例、同施行規則(規程)、同事務 処理規程、同情報公開審査会規則、同情報公開審査 会運営規程	企画政策室 津久井町情報公開条例、町公文書の開示手統等に関 する規則、町情報公開事務処理規程、町情報公開・ 個人情報保護審議会条例、同審議会運営規程、同審 査会条例、同審査会運営規程	同事務処理規程、相模湖町情報公開・個人情報保	企画課 藤野町情報公開条例、同施行規則、同事務 処理規程、藤野町情報公開・個人情報保護 委員会条例、同審議要領、同不服審査部会 審議要領	
歳出予算額(平成17年度)	739千円	168千円	370千円	238千円	210千円	
歳入予算額(平成17年度)	7千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 市民の請求に基づき実施機関が保有する公文書の閲覧や写しの交付を行う制度 【情報公開条例の概要】 (1)実施機関:市のすべての機関 (2)対象となる公文書:実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)及び密知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、実施機関が保有しているもの。(3)公開請求できる者:市内に住所を有する者、市内の事務所若しくは事業所に勤務する日の他市政に関わりを有するもの又は市政に関わりを対象による請求可 (4)請求受付窓口:行政資本との(4)請求受付窓口:行政資本との以外では、1行政の対象に対する決定:請求書提出日翌日から起第レーによる請求可 (5)請求に対する決定:請求書提出日翌日から起第レーには訴求者の会に公開する等の決定をしなければならない。(6)費用:無料をだし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)出資法人等の情報公開:一定の法人について必要な措置を講ずる 【連用実賃(平成16年度)】 請求者数:229件 不服申立て件数:2件 【情報公開審査会の運営状況】 委員投第:2年間 16年度時間回数:7回 委員報酬:@12,600円	日前	(目的) 町の保有情報は、町民との共有財産であり、町 町の保有情報は、町民との共有財産であり、町 町もその請求に対して公開していくことで、町民参加による一層公正で関かれた町政を実現しようとするもの。 【情報公開条例の概要】(1)実施機関。町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価を登録を収入りませ、10人の知識によっては認識することができない方規関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面(これを超過的に録いて書い方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方規関のが組織的に用いるものとして、実施機関が、10人の知覚によっては認識することができない方規関のが保有しているもの(3)公開請求できる者:何人もできる(4)請求受付窓口・町政情報コーナー。なお、郵送による請求可、(5)請求に対する決定:請求書提出日から起算して16日以内に諾否の決定をしなければならない。 (6)費用:無料、ただし写しの交付作成に要する費用は請求者の負担。(7)出資法人等の情報公開:一定の法人について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 【運用実績(平成16年度)】請求件数:9件不服申立件数:0件【審査会の運営状况】委員任期: 2年間(H16.4.1~H18.3.31)16年度陪問目件数:0件【審査会の表のの円、委員@7,400円	(目的)  町民の請求に基づき実施機関が保有する公文書の関策や写しの交付を行う制度  【情報公開条例の概要】 (1)実施機関: 町のすべての機関 (2)対象となる公文書: 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画(これらを撮影したマイクロフィルと含む。)及び電域別によっては認識することができない方式で作ら員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの (3)公開請求できる者: 町内に住所を有する者、町内の事務所若しくは事業所に勤務する者を必とする理由を明示するもの (4)請求受付窓口: 行政資料コーナー、郵送も可(5)請求に対する決定: 請求書の当時を担めて「5日政育とでは公文書の公開を設定した「5日政育とでは公文書の公開をの事務所若しくは事業所と動物する者、町内の学校に在学する者、町内の学校にな事るの事務の事務所若しくは事業所と動物である。とも可以の事務所者している場合では、「6)請求に対する決定、請求書としなければならない。 (6)費用:無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担におない。 (6)費用:無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担に表して「6日以内に公開する等の決定としなければならない。 (6)費用:無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者が、33件不服申立て件数・0件  【委員会不服審査部会の運営状況】 委員数: 3名 委員任期: 2年間 16年度開催回数: 0件 16年度開催回数: 0件 16年度開催回数: 0件 16年度開催回数: 0件 16年度開權回数: 0件 16年度開權回数: 0件 16年度開權回数: 0件 16年度開權回数: 0件 16年度開權回教: 0件 16年度問權可報: 0件 16年度可報: 0件 16年度問權可報: 0件 16年度可報: 0件 16	【目的】 町民等の請求に基づき実施機関が保有する行政文書の関策や写し等の交付を行う制度 【情報公開条例の概要】 (1)実施機関:町のすべての機関 (2)対象となる行政文書、収得したで、	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	個人情報の保護に関する事	務	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総務課情報公開室	町民課	企画政策室	総務課	企画課
根拠法令等	相模原市個人情報保護条例、 同施行規則(規程)、同事務処理規程、 個人情報保護審議会規則、同運営規程、 個人情報保護審査会規則、同運営規程	城山町個人情報保護条例。 同施行規則(規程)、同事務処理規程、 個人情報保護審議会規則、同運営規程、 個人情報保護審査会規則、同運営規程	津久井町個人情報保護条例、 同施行規則、同事務 処理規程、情報公開・個人情報保護審議会条例、 同審議会運営規程、同審査会条例、同審査会運営 規程	相模湖町個人情報保護条例、同施行規則(規程)、同事務処理規程、相模湖町情報公開・個人情報保護委員会条例、同運営規程、同不服審査部会運営規程	藤野町個人情報保護条例、同施行規則、 同事務処理規程、 藤野町情報公開・個人情報保護委員会条 例、 同審議要領、同不服審査部会審議要領
歳出予算額(平成17年度)	2,012千円	344千円	370千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	1千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 個人情報の取扱による個人の権利利益の侵害を 防止しようとする制度で、個人情報保護条例(平 成16年相模原市条例第23号)に基づき実施	【目的】 個人情報の取扱による個人の権利利益の侵害を 防止しようとする制度で、個人情報保護条例(平 成11年城山町条例第9号)に基づき実施	【目的】 町が保有する個人情報の取扱いに関して具体的 なルールを定め、個人の権利利益の侵害を未然に 防止し、基本的人権の擁護と公正で民主的な町政 を推進しようとするもの。	【目的】 個人情報の取扱による個人の権利利益の侵害を 防止しようとする制度で、個人情報保護条例(平 成13年相模湖町条例第3号)に基づき実施	【目的】 個人情報の取扱による個人の権利利益 の侵害を防止しようとする制度で、個人情 報保護条例(平成14年藤野町条例第15 号)に基づき実施
	【個人情報保護無例の概要】 (1)実施機関:市のすべての機関 (2)実施機関の義務:取扱いの制限、取扱事務の登錄、収集の制限、利用及び提供の制限、正確性、安全性等の確保 (3)自己情報に関する権利等:開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権(利用停止請求権) (4)請求受付窓口:行政資料コーナー (5)請求(訂正、利用停止) に対する決定:請求書提出日翌日から起算して14日(30日)以内に開示(訂正、利用停止) する等の決定をしなければならない。期間延長60日を限度(6)費用:無料,ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)事業者が保有する個人情報に関する保護制度・事業者の責務、受託者の責務、指定管理者に対して規定あり 【運用実績(平成16年度)】開示請求件数:102件 訂正請求件数:0件不服申立て件数:0件是正の申出:0件【個人情報保護審議会、個人情報保護審査会の運営] (1)目的 個人情報保護審議会、個人情報保護審查会の運営するもの。(委員数:審議会10名 審査会5名) (2)平成16年度事業の内容個人情報保護審議会の開催:4回個人情報保護審議会の開催:3回委員報酬:@12,600円	【個人情報保護条例の概要】 (1)実施機別: 町のすべての機関 (2)実施機関: 町のすべての機関 (2)実施機関の義務: 取扱いの制限、取扱事務の登録、収集の制限、利用及び提供の制限、適正な管理等 (3)自己情報に関する権利等:開示請求権、訂正請求権、是正の申出 (4)請求受付窓口: 町民情報コーナー (5)請求(訂正)に対する決定: 請求書提出日から起算して15日(30日)以内に公開(訂正)する等の決定をしなければならない。期間延長60日(75日)を限度 (6)費用:無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)事業者が保有する個人情報に関する保護制度:事業者の責務、受託者の責務、指定管理者出資団体等が請すべき措置 【運用実績(平成16年度)】 開示請求件数: 2件 訂正請求件数:0件不服申立て件数: 0件 是正の申出 :0件 【個人情報保護審議会、個人情報保護審査会の運営】 (人情報保護審議会会名 (人情報保護審査会の運営) (人情報保護審議会会名 審査会5名) (2)平成16年度事業の内容 個人情報保護審査会の開催:1回 個人情報保護審査会の開催:0回 優人情報保護審査会の開催:0回 優人情報保護などの情報を開催:0回 優人情報保護などの情報を開催:0回 優人情報を開催:0回 優人情報を開催:0回 優人情報を開催:0回 優人情報を開催:0回 優人情報保護を開催:0回 個人情報保護を開催:0回 個人情報表述を開催:0回 個人情報保護を開催:0回 個人情報保護審査会の開催:0回 個人情報保護を開催:0回 個人情報を開催:0回 個人情報を用格報を用程:0回 個人情報を用程:0回 個人情報を	【個人情報保護条例の概要】 (1)実施機関:町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会 (2)実施機関の義務:取扱いの制限、取扱い事務の登録、収集の制限、利用及び提供の制限、適正な管理等 (3)自己情報に関する権利等:開示請求権、訂正請求権、是正の申出 (4)請求受付窓口:町政情報コーナー (5)請求(訂正)に対する決定:請求日から起算して15日(30日)以内に話の決定をしなければならない。期間延長は15日(30日)を限度とする。 (6)費用:無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担。 (7)事業者が保有する個人情報に関する保護制度:事業者の責務、受託者の責務、出資法人の責務、出資法人の責務 【運用実施(平成16年度)】開示請求件数 :5件 訂正請求件数:0件不服申立て件数:0件 是正の申出 :0件【情報公開・個人情報保護審議会、同審查会の運営】 (1)目的 個人情報保護審議会、同審查会を設置し運営するもの。 (委員教)・審議会会員任期:H16.4.1-H18.1.20審查会委員任期:H16.4.1-H18.3.31 (2)平成16年度事業の内容個人情報保護審議会の開催:4回個人情報保護審議会の開催:4回 優人情報保護審議会の開催:4回 委員報酬:会長@8,000円、委員@7,400円	【個人情報保護条例の概要】 (1)実施機関:町のすべての機関 (2)実施機関の義務:取扱いの制限、取扱事務の登録、収集の制限、利用及び提供の制限、適正な管理等 (3)自己情報に関する権利等:開示請求権、訂正請求権、是正の申出 (4)請求役が窓口:行政資料コーナー (5)請求(訂正)に対する決定:請求書提出した日から起算して15日(30日)以内に公開(訂正)する等の決定をしなければならない。期間延長60日(75日)を限度 (6)費用:無料、ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)事業者が保有する個人情報に関する保護制度:事業者の責務、受託者の責務、指定管理者、一定の出資法人が講ずべき措置 【運用実績(平成16年度)】開示請求件数: 0件不服申立て件数: 0件 是正の申出: 0件 【情報公開・個人情報保護委員会の運営】(1)目的 個人情報保護制度の適正な運営を図るため、情報公開・個人情報保護委員会を設置し運営するもの。(委員数:7名) (2)平成16年度事業の内容委員会の開催:2回委員報酬:弁護士、大学教授14,700円・その他8,100円	【個人情報保護条例の概要】 (1)実施機関の概要】 (1)実施機関の観察: 可のすべての機関 (2)実施機関の繋針: 取扱いの制限、取扱 事務の登録、収集の制限、利用及び提 供の制限、適正な管理等 (3)自己情報に関する権利の申:(4)請求受付窓口: 企画課 (5)請求(新江店請求権、担の申)(4)請求受付窓口: 企画課 (5)請求(新江店財本(15日(3)0本しより、15日(3)0本しより、15日(3)0本しより、15日(3)0本し、15日(3)0本し、15日(3)0本し、15日(3)0本し、15日(3)0本し、15日(3)0本し、15日(3)0本し、15日(3)0本し、15日(3)0本し、15日(3)0本し、15日(4)0本し、15日(

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	行政資料の収集、管理及び	提供事務	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総務課情報公開室 相模原市行政資料コーナー管理規程	町民課 公文書の公開に係る事務取扱要領	企画政策室 津久井町情報公開条例	総務課	企画課
根拠法令等	相模原市有償刊行物取扱要綱		津久井町情報の共有化の推進に関する規則 津久井町町政情報コーナー管理規程		
歳出予算額(平成17年度)	526千円	346千円	169千円	20千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	440千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 市政をより深く理解していただくため、行政資料コーナーを開設する。 【概要】 市の刊行物を中心に資料を揃え、自由に閲覧していただくとともに、市政情報に関する相談・素内や複写サービスを行っている。また、統計書、総合計画書、予算書、図録、都市計画図など地図類の市刊行物の販売や行政資料の貸出しも行っている。か、市内12出張所でも有償刊行物の取次販売を行っている。公文書公開請求や個人情報開示等請求の窓口でもある。 【場所】 市役所本庁舎1階 【面積】 103.9㎡ (情報公開室事務室を除く) 【資料点数】 16,399点 (平成17年度当初) 【有償刊行物数】 416種類 (平成17年度当初) 【有償刊行物数】 416種類 (平成17年度当初) 【開所時間】 午前8時30分から午後5時まで (販売については午前8時30分から正年まで、午後1時から午後5時まで) 【平成16年度実績】 (1)関所日数 243日 (2)利用人数 19,492人 (3)有償刊行物販売 3,406,030円 (出張所販売分37,570円含む)	【目的】 町政をより深く理解していただくため、町民情報コーナーを開設する。 【概要】 町の刊行物を中心に資料を揃え、自由に閲覧していただくとともに、町政情報に関する相談・案内 や複写サービスを行っている。また、統計書、総合計画書、予算書、都市画図など地図類の町刊行物の委託販売を行っている。情報公開請求 や個人情報開示等請求の窓口でもある。 【場所】 役場庁舎1階 【面積】 30㎡(情報公開室事務室を除く) 【資料点数】 約1,100点 (平成17年度当初) 【有償刊行物数】 31種類 (平成17年度当初) 【開所時間】 午前8時30分から午後5時まで(販売については午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで) 【平成15年度実績】 (1)開所日数 246日 (2)複写機利用 ・白黒 1枚 10円 ・カラー1枚100円	【目的】 情報公開制度を実施するため及び町政をより深く理解していただくため、行政資料コーナーを開設する。 【概要】 町や国、県等の刊行物を中心に資料を揃え、自由に閲覧していただくとともに、町政情報に関する相談・案内や複写サービスを行っている。また、統計書、総合計画書、予算書、都市計画図など地図類の町刊行物の販売や行政資料の貸出しも行っている。 公文書公開請求や個人情報開示等請求の窓口でもある。 【場所】 本庁舎階町政情報コーナー 【面積】 約20.0㎡ (企画政策室事務室を除く) 【資料点数】 約1,200点 【有償刊行物数】 32種類 (平成17年度当初) 【開所時間】 午前8130分から正午まで及び午後1時から5時まで 【平成16年度実績】(1)開所日数 243日(1)開所日数 243日(1)開所日数 243日(1)開所日数 243日(1)開所日数 245日(1)開所日数 25月(1)開所日数 245日(1)推写機利用 ・モノクロゴビー810円×4,010枚=40,100円	【目的】 町政をより深く理解していただくため、行政資料コーナーを開設する。 【概要】 統計書、総合計画書、予算書など町の刊行物を中心に資料を揃え、自由に閲覧することができる。公文書公開請求や個人情報開示等請求の窓口でもある。 【場所】 町役場3階 【面積1 39.6㎡ 【資料点数】 約3,000点 【開所時間】 午前8時30分から午後5時まで	【目的】 「町政をより深く理解していただくため、町政資料コーナーを開設する。 【概要】 統計書、総合計画書、予算書など町の刊行物を中心に資料を揃え、自由に閲覧することができる。 【場所】 町役場1階 【面積】 約1㎡(備え付け本棚で対応) 【資料点数】 約300点 【開所時間】 午前8時30分から午後5時まで
	(4)複写機利用 ・モノクロコピー®10円×58,079枚=580,790円 ®60円×10枚=600円 ®120円×8枚=960円 ・カラーコピー ®140円×129枚=18,060円		・カラーコピー 該当なし 【歳出予算額】 複写機維持経費®9,765×12月 = 117,180円 ブリント料金®4,200×12月 = 50,400円 【歳入予算】 有償刊行物等販売代金 400,000円 コピー使用料 40,000円		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		総務部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
6	市史編さん事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	総務課市史編さん室	教育委員会生涯学習課	企画政策室	企画財政課	企画課	
根拠法令等	附属機関の設置に関する条例・ 相模原市市史編さん審議会規則・ 相模原市市史編集委員会設置要網		津久井町史編さん委員会設置要綱・ 津久井町史編集委員会設置要綱・ 津久井町史編さん基本方針	相模湖町史編さん委員会要綱		
歳出予算額(平成17年度)	26,564千円		21,652千円	2千円	0千円	
歳入予算額(平成17年度)	1,694千円		0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【附属機関】 相模原市市史編さん審議会 【補助金/交付金等】(負担金) 県歴史的資料報 「特定対象収入等 1,694千円 「概要】 市史売払収入等 1,694千円 「概要】 市東売払収入 6 1,694千円 「概明】 「概形」0 周年を機に市史線編を編さんするため、平成 1 3 年を 8 月)との 1 年 9 上の 1 年 9 年 9 日の 1 年 9 日の 1 年 9 年 9 日の 1 年 9 日の 1 日の	該当なし 【参考】 町史編さん事業は、町制施行30周年記念事業の 一環として昭和58年度から準備を進め、平成8年 度に終了した。 <刊行物> 町史 1資料編(近世) 町史 3資料編(近世) 町史 4資料編(近現代) 町史 4通史編(原始・古代・中世) 町史 5通史編(原始・古代・中世) 町史 7通史編(近世) 町史 7通史編(近世) 資料所在目録(近現代) 資料所在目録(近現代・近世補填) 新聞記事目録 風土記1号~5号	【補助金/交付金等】(負担金) 1 県歴史的資料取扱機関連絡協 負担金10千円 【特定財源) 「成要す」 「不成7年編を10月間 10月間 10月間 10月間 10月間 10月間 10月間 10月間	町史編さん事業については、当初計画どおり平成5年度から平成9年度までの5年間事業として調査から執業、編集を行ってきました。 印刷については、当初10年度予算で歴史編、民俗編、自然編を同時に作成する予定でしたが、財政事情が厳しいことを考慮して次の予定で行う。(刊行予定)・歴史編(500部) 平成12年度刊行・民俗編(500部) 平成19年度刊行・自然編(500部) 平成19年度刊行	町史編さんに事業については、平成元年から平成4年度まで、執筆、編集を行ってきました。 印刷については、平成5年度に資料編、上・下を刊行し通史編については、平成6年度で刊行しました。 (刊行実績)・資料編下(1000部平成5年度刊行)・適史編 (1000部平成6年度刊行)・通史編	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		総務部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
6	市史編さん事業		A協議会 B幹事会 C専門部会				
U							
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
【事務事業の内容】	イロイタノ (京 中) (本学 ) (本学	<b>神坂山</b> 甲J	お会調査を兼ねる) 6回開催、69人参加・整理作業19回実施、57人参加 身近な生き物調査( 6回開催、79人参加) 連次井町の古文書を読む会(毎月1回、町史事務局指導) 12回開催、161人参加  町民大学「グリーンカレッジ」津久井の歴史講座への協力      「非常動特別職 > 町史編集委員会委員 9名 報酬(同上)町史編集委員会委員 28名 報酬(同上)町史編集委員会会 11名 賃金(10,000円 + 交通費)  町史専門調査員 1名 賃金(時給790円 + 交通費)  町史遺料整理員 1名 賃金(時給790円 + 交通費)      「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1□1天/町□J	お交差プ中リ		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		総務部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
7	(財)相模原市都市整備公		A協議会 B幹事会 C専門部会			
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		红油的亚	AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	行政システム課	財務課	財務課	企画財政課	まちづくり課	
	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 相模原市公益法人等への職員の派遣等に関する条例					
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	61,770千円					
歳入予算額(平成17年度)						
【事務事業の内容】	【目的】 相模原市の100%出資により設立された (財)相模原市都市整備公社に対し、適切な指	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	導・支援を行うことにより、健全な都市環境づくりの推進に資する。					
	【(財)相模原市都市整備公社の概要(平成17年5月1日現在)】 (1)基本財産2,000千円					
	(2)役員 理事 10人、監事2人 (3)職員体制 市派遣職員 8人 (うち覚書職員4人)					
	固有職員28人 嘱託職員166人 計 202人					
	(4)主な事業内容 ア 公共施設の受託管理 34施設 イ 地域整備事業					
	ウ 自主事業					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		総務部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
8	外部監査に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会			
		Late L max	\ <del></del>	5 JL m T	ID IT VENT	
	相模原市	城山町		久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	行政システム課	総務課	総務課		総務課	総務課
	地方自治法・ 相模原市外部監査契約に基づく監査に関する条例	地方自治法・ 城山町外部監査契約に基づく監査に関する条例				
根拠法令等						
依拠法マ寺						
歳出予算額(平成17年度)	0千円	7,121千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】	【目的】	該当なし		該当なし	該当なし
	責任ある行政主体として、現行の監査委員制 度を補完し、より客観的で透明性の高い行政運	責任ある行政主体として、現行の監査委員制 度を補完し、より客観的で透明性の高い行政運				
	営を推進する。 【事業の概要】	営を推進する。 【事業の概要】				
	地方公共団体と外部監査契約を締結した外部	地方公共団体と外部監査契約を締結した外部				
	監査人が、当該地方公共団体の監査を実施、監 査結果を公表	監査人が、当該地方公共団体の監査を実施、監 査結果を公表				
	平成17年度から包括外部監査契約に関する	【制度】				
	事務は監査委員事務局が補助執行する。 【監査人の選考方法】	・包括外部監査制度(H16年度より制度化) 外部監査人が必要と認める特定の事件(テー				
	監査人として、公認会計士の職種を選定し、	マ)について、年1回以上の監査を実施する制				
	日本公認会計士協会東京会神奈川県会に候補者 1名の推薦を依頼。(行政システム課の所掌事	度 ・委託料・・・5,000千円				
	務)	・個別外部監査制度(H16年度より制度化)				
	【制度】 ·包括外部監査制度	各種監査の請求または要求監査について、監 査委員の監査に代えて外部監査人の監査によ				
	外部監査人が必要と認める特定の事件(テーマ)について、年1回以上の監査を実施する制	ることを求めることができる制度 ・委託料・・・2,096千円				
	度	【監査人の選考方法】				
	(委託料・・・16,500千円 = 監査委員事務局が 補助執行)	監査人として、公認会計士の職種を選定し、 四大監査法人に候補者1名の推薦を依頼。				
	・個別外部監査制度 (H13年度からH16年度	【主な事務の内容】				
	まで該当なし) 各種監査の請求または要求監査について、監	(1)包括外部監査契約の締結 (2)包括外部監査人の監査実施への協力				
	査委員の監査に代えて外部監査人の監査によ	(3)包括外部監査結果報告及び措置状況の公				
	ることを求めることができる制度 (委託料・・・3,000千円 = 監査委員事務局が	表				
	補助執行) 【主な事務の内容】					
	(1)包括外部監査契約の締結					
	(2)包括外部監査人の監査実施への協力 (3)包括外部監査結果報告及び措置状況の公					
	表					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	日が		総務部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
	市民ロビー相模大野負担金	に関する重数				
9	川氏口に一怕侯人到 貝担玉	に関する事物	A協議会 B幹事会 C専門部会		<u>.</u>	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	行政システム課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課	
	市民ロビー相模大野の負担金に係る覚書					
1511111 4 55						
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	11,881千円					
	0千円					
【事務事業の内容】	【趣旨】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	相模原市の要請に基づき、都市整備公社が建 設、取得した「市民ロビー相模大野」の運営に 対し、その公共性を考慮し、利用者負担金が見 込めない「公共歩廊」について賃料相当額を都 市整備公社に支払うもの					
	【内訳】 その他負担金 公共歩廊: 198.015㎡×@5,000円/㎡×12月 =11,880,900円					
	【支払いの相手先】 (財)相模原市都市整備公社					
	【施設の概要】 市民ロビー相模大野 (1)所在地 相模原市相模大野4-5-1 (2)内容 相模原育工会議所 49.7㎡ 相模原商工会議所 49.7㎡ 相模原第工会議所 49.7㎡ コービーラウンジ 86.8㎡ (3)開設年月日 昭和63年10月1日 (4)開所時間及び休所日 8:30-19:00 年末年始休所 (5)職員休制 嘱託職員1名 臨時職員1名 [目的】 相模原市都市整備公社に対し、適切な指導・支援を行うことにより、健全な都市環境づくりの推進に資する。					
	【(財)相模原市都市整備公社の概要(平成17年5月1日現在)】 (1)基本財産 2,000千円 (2)役員 理事 10人、監事2人 市派連職員 8人 「(うち望書職員 4人) 固有職員 28人 嘱託職員 166人 動計202人 (4)主な事業内容 ア 公共施設の受託管理 34施設 イ 地域整備事業 ウ 自主事業					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		総務部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
10	職員定数の管理		A協議会 B幹事会 C専門部会				
10	概員足数の旨垤	_	7 MM K	1			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	行政システム課	総務課	総務課	総務課	総務課		
	相模原市職員定数条例	城山町職員定数条例	津久井町職員定数条例	相模湖町職員定数条例	藤野町職員定数条例		
担拠法令等							
根拠法令等							
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円		
	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	【職員定数管理計画】	【定員適正化計画】	【職員定員適正化計画】	【職員定員適正化計画】	【職員定員適正化計画】		
	(事業概要) 市の将来を見据えた適確な定数管理を計画的	[事業概要] 定員管理の適正化のため今までの取組、今後	[事業概要] 現在は、策定していない。	(事業概要) 平成15年度で計画が終了し、現在は未策	[事業概要] 平成15年度で計画が終了し、現在は未		
	に推進すべく策定したもの。 相模原職員定数管理計画(第3次計画)	の課題を見据えて職員数の抑制を推進するため 策定	行政改革の取組の中で、職員数の削減を行って	定。 行政改革の取組の中で、職員数の削減を図っ	策定。 行政改革の取組の中で、職員数の		
	計画期間:平成16~18年度の3ヵ年	定員適正化計画	いる。 	11成以早の取組の中で、職員数の削減を図り て行く。	削減を図って行く。		
	目標:3ヵ年で定数を150人削減	計画期間:平成14~19年度 目標:平成12~16年度の5ヵ年で5%	【定員管理調査】 〔事業概要〕	【定員管理調査】	【定員管理調査】 【事業概要〕		
	上記計画に基づき、事務事業評価、主要事業	(10名)削減	国において、今後の定員管理に資することを	〔事業概要〕	国において、今後の定員管理に資する		
	計画、予算、組織・定数を連動させるシステム を活用し、職員定数の査定を行っている。ま	【 【定員管理調査】	目的として、地方公共団体の職員数の実態を毎 年調査。	国において、今後の定員管理に資することを 目的として、地方公共団体の職員数の実態を毎	ことを目的として、地方公共団体の職員 数の実態を毎年調査。		
	た、各部の判断で職員を配置できるように部別	[事業概要]	調査時期:毎年5~6月	年調査。	調査時期:毎年5~6月		
	定数枠を各部へ内示している。 〔H17スケジュール〕	国において、今後の定員管理に資することを 目的として、地方公共団体の職員数の実態を毎		調査時期:毎年5~6月			
	6月中 各部から定数要求 7月~ 各部ヒアリング	年調査。 調査時期:毎年5~6月					
	8月 各部へ部別定数枠の内示	嗣且时期:每年 5 ~ 6 月					
	9月~ 各部部内調整 10月 最終内示						
	【定員管理調査】 〔事業概要〕						
	国において、今後の定員管理に資することを						
	目的として、地方公共団体の職員数の実態を毎 年調査。						
	調査時期:毎年5~6月						
	【職員総合情報システム(事務管理システム)】						
	組織及び定数の要求及び査定を行い、査定内 容を帳票に出力するためのシステム						
	・組織の要求・査定						
	・定数の要求・査定 ・非常勤職員の要求・査定						

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		総務部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク					
11	事務改善制度		A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	行政システム課 相模原市職員の事務改善の報告及び提案の奨励に関	総務課 城山町職員提案規定	企画政策室	総務課 相模湖町職員提案規則	企画課 藤野町事務改善委員会事務取扱要領		
根拠法令等	する規程						
歳出予算額(平成17年度)	397千円	0千円	0千円	0千円	0千円		
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	【事務改善・提案制度】	【職員提案制度】	【職員提案制度】	【事務改善・提案制度】	【事務改善・提案制度】		
	1 目的 事務及び作業の能率の向上及び市民サービスの向上等を図るため、職場単位や日職員の参加による事務改善及び提案運動を促進するもの。 2 主な事務改善・提案に係る庁内周知及び研修(2)事務改善・提案の審査及び表彰(4)提案事項の対象課への実施依頼3 報償の内訳 名 数量 単価市 長 1 50,000金 第 1 50,000銀 首 4 20,000銀 首 6 10,000 受励賞(努力賞) 7 0 2,000最多提案質 1 5,000	1 目的 職員が町行政に対する政策形成、執行等に関する提案を行うことを奨励し、かつ、向上を図るとともに、効率的な行政運営に資するもの。 2 主な事務の内容 (1)職員提案の受付 (2)職員提案の受荷 (2)職員提案の可分象課への実施依頼 3 報償の 和 単価 日 長 賞 30,000 金 賞 10,000 銀 賞 5,000 卵 ブ (1)年代 (1)年	該当なし (参考)【ISO9001推進事業】 1 目的 ISO9001国際標準による品質マネジメントシステムを活用し、本町のマネジメントシステムの構築・改善を図りながら効率的行政運営を推進する。 2 主な事務の内容 (1)内部監査責研修 (2)マルネジメントシステム評価会議 (4)内部監査の実施 (5)外部監査の実施 (5)外部監査の実施 (6)品質監で表生ので、第1509001の認証 (1)認証取得日 平成14年3月22日 (2)審査登録機関 財団法人日本品質保証機構 (JQA) (3)登録証番号 JQA-QM8000 (4)認証の範囲は、1が行う行政サービスの企画及び実施 4 ISO9001の廃止 廃止日 平成17年3月31日	1 目的 町行政に対する施策形成、執行等に関す る提案を行うことを奨励し、かつ、その提案 を迅速公平に処理実現し、能率の向上を図 る。 2 主な事務の内容 (1)事務改善・提案に係る庁内周知 (2)事務改善・提案の要付 (3)報告・提案の審査及び表彰 3 報償の内訳 審査会が決定する。	1 目的 町行政に対する施策形成、執行等に 関する提案を行うことを奨励し、かつ、その提案を迅速公平に処理実現し、能率の向内容 (1)事務改善・提案に係る庁内周知(2)事務改善に関する報告・提案の受付(3)報告・提案の審査及び表彰3報償の内訳 審査会が決定する。		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い総務部会					
	事務事業名		協議ランク			
6	研修所研修事業(階層・特別・	国内,海外,白口效器,六海\	A協議会 B幹事会 C専門部会			
0			AI加磁云 D针争云 C号I Jul 云			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	職員課職員研修室	総務課	総務課	総務課	総務課	
3—#N A	地方公務員法第39条第2項、相模原市職員研修	地方公務員法第39条第2項、城山町職員研修規	地方公務員法第39条第2項、津久井町職員研修	地方公務員法第39条第2項、相模湖町職員研修	地方公務員法第39条第2項、藤野町職員	
根拠法令等	規程	程	規程	<del>規程</del>	研修規程	
<del>塩</del> 山 マ笠笠 / 亚 ぱ 4 7 左 庄 \	TO OFFIT III	LOWER	4 000 T III	oro T III	root III	
歳出予算額(平成17年度)		1,261千円	4,030千円	259千円	523千円	
歳入予算額(平成17年度)	2,904千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	1 . 研修所研修 集合研修 階層研修 [ 概要]	1 ・ 市町村研修センター等 基本研修 【概要】	1 ・	1 ・ 市町村研修センター等 基本研修 【概要】	1 市町村研修センター等 基本研修 【概要】 公務員としての基本的能力を身につけ状況の。 る。 (内容】新規採用職員研修、初級・中級・監督者 ・管理者・幹部研修 ・ 予算】 150千円 2 ・市町村研修センター等 特別研修 (概要】 電管理者・幹部研修 (概要】開発を基盤としに問題意識の喚起、用地超 を習得するととも図る。 「内容】 専門研修(財務担当、用地担当、第中門研修(財務担当、被等) 「予算】 70千円 3 ・専門知識、技能等を習得させるための研修 「内容課で実施、派遣) 「予算」 研修 「内容課で実施務課予算の千円 4 ・派遣研修 「内容課で実施務課予算の千円 4 ・派遣研修 「大字算」 が発生したの一段を 「大字算」 が優別 「市町村研修センチー 「概要】 市町機関等に派遣して行なう研修 「内容課で 「大字算」 が優別であるを図る。 (内容課で 「大字算」 は対けのの維持を図るる。 (内容職員を対象とした職員の資質向上を高 の子算」な知に、良内容職員を対象とした職員の資質の手を高 の子算」 360千円	

合併協議事項番号	一合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	研修所研修事業(階層・特別・	国内・海外・自己啓発・交流)	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	遺して行う研修 【内容】 海外派遣研修、海外自主研修 【予算】130千円  5.自己啓発 【概要】 職員一人ひとりが自主的、主体的に能力開発・原体に取り組み、資質向上を図る。研修担当課においては、職員が積極的に自己啓発に取り組めるよう動機付けを促すなどの支援を行う。 【内容】 自主研修グループへの援助、適信教育講座等への援助 【予算】730千円  6.職員交流派遣 【概要】 国中他自治体職員との人事交流により、人的ネット質の資質したの形成や高い問題意識の譲成、職員の資策先】 国(内閣宣島、炎務科省、学省)前、経済境等により、人時報期町、津久井部広域行政組合、地方産業治、町工文市、根域期町、津久井自治研究機構、資産評価センター、首都圏産業活性化協会	6 ・職員交流派遣 【概要】 県や他自治体職員との人事交流により、人的 ネットワークの形成や高い問題意識の醸成、職 員の資質の向上を図る為に実施する。 【交流先】神奈川県、相模原市	【内容】 20千円 7、職員交流派遣 1機要 3 他の自治体職員との人事交流により、人的ネットワークの形成や高い問題意識の醸成、職員の資質の向上を図る為に実施する。 【交流先】 相模原市、厚木市、財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団		6 自己啓発 【概要】 町行政について自主的に研修及び研究するグループに援助することにより啓発意識 の高揚を図る 【内容】 自主グループへの助成 【予算】 50千円 【平成17年度予算】 1 . 市町村研修センター等(基本研修) 150千円 2 . 市町村研修センター等(特別研修) 78千円 3 . 専門研修 0千円 4 . 派遣研修 55千円 5 . 職場研修 200千円 6 . 自己啓発 40千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	職員の公務災害及び通勤災	害	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	職員厚生課	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等	・地方公務員災害補償法 ・労働者災害補償保険 法・相模原市議会議員その他非常勤の職員の公 務災害補償等に関する条例・相模原市職員公務 災害等見興金条例・労働安全衛生法・相模原市 職員安全衛生管理規則	<ul> <li>・地方公務員災害補償法 ・労働者災害補償保険法・城山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</li> </ul>	・地方公務員災害補償法・労働者災害補償保険法・津久井町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例・津久井町職員公務災害等見舞金条例・労働安全衛生法・津久井町職員衛生管理規程	・地方公務員災害補償法 ・労働者災害補償保険 法・相模湖町議会の議員その他非常勤の職員の 公務災害補償等に関する条例・相模湖町職員公 務災害等見舞金条例・労働安全衛生法	・地方公務員災害補償法・労働者災害補 償保険法・腰野町議会の議員その他非常 勤の職員の公務災害補償等に関する条例 ・藤野町職員公務災害等見舞金条例・労 働安全衛生法
歳出予算額(平成17年度)	7,350千円	2,008千円	2,116千円	763千円	1,018千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目 的】 地方公務員災害補償法が適用される職員の公務災害・適動災害について、費用の負担金を納入すると共に認定請求の経由事務を行う。 【内 容】 対象職員数 3,942名負担金納付額32,960,293円(17年度) 常勤職員を務災害節認定件数 4 7件(公務災序、資惠認定件数 4 7件(公務災序、資惠認定件数 4 7件(公務災序、資惠報告、2 5%(保険時間、568,435円(17年度) 第十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	1 常勤職員の公務災害 【目 的】 地方公務員災害補償法が適用される 職員の公務災害・通勤災害について、費用の負担金を納入すると共に認定請求の経由事務を 行う。 【内 容】 対象職員数 195名 負担金納付額1,201,315円 (17年度) 【事務処理実績労人(15年度) 常勤職公務災害・警認定件数 3件 (公務災害) 3件、通勤災害 0件) 2 労災保険適用職員の公務災害 【目 的】「労働者災部補償保険法」による労働間を事業として報告のが大議補償の待機期間を事業 対象職員数 176名 労災保険料的網行及び休業補償の待機期間を事業 対象職員数 176名 労災保険料的網行(77年度) 人業補償(事類と17年度) 「本報、19年間、19年間、19年間、19年間、19年間、19年間、19年間、19年間	1 常勤職員の公務災害 【目 的】 地方公務員災害補償法が適用される 職員の公務災害・通動災害について、費用の負担金を納入すると共に認定請求の経由事務を 行う。 【内 容】 対象職員数 279名 負担金を納付額1,638,633円(17年度) 常勤職員数 279名 負担金無額受務災害・通勤災害 0件) 2 労災保険適用職員の公務災害 【事務処理実績等3 (15年度) 常勤職会公務災害適勤災害 0件) 2 労災保険適用職員の公務災害 【目 您計算 2 (15年度) 常勤職員の公務災害 【目 次計算 2 (15年度) 第 (15年度) 1 (15年度	1 常勤職員の公務災害 【目 的】 地方公務員災害補償法が適用される 職員の公務災害・過勤災害について、費用の負担金を納入すると共に認定請求の経由事務を 行う。 【内 容】 対象職員数 121名 負担金納付額671,425円(17年度) 【事務処理実績等】(15年度) 常勤職会公務災害の件、通勤災害 0件) 2 労災保険適用職員の公務災害 【目 的】「労働者災害補僕保険法,による労働間を事業上として補償を行う。 【内 容】 対象職員数86名 労災保険料納付額91,500円(17年度) 休業補償実績等】(16年度) 労災保険対象公務災害等等生件数 0件 (公務災害) (16年度) 労災保険大務災害等等生件数 0件 (3 町議会議員等非常勤職員の公務災害 【目 的】「相模湖町議会の議員する係別が高 、資金議員等期間議令の闘りる公務災害 【目 的】「相模湖町議会の議員する所以する公務災害・間動の公務災害相償等に割職員の当該会議会議勤災害に関する補償・ き、議会議到災害に関する補償。 きたい者のでより、17年度予算) ・依業補債 0千円(17年度予算) ・依業補債 0千円(17年度予算) ・休業補償 0千円(17年度予算) ・休業補償 0千円(17年度予算) ・休業補償 0千円(17年度予算) ・休業補償 0千円(17年度予算) ・保養補償 0千円(17年度予算) ・保養補償 0千円(17年度) 「事務処理実績等」(16年度) 国系例処理実績等)(16年度) 「事務処理実績等」(16年度) 「事務処理対象公務災害等認定件数 0件	1 常勤職員の公務災害(国的) 地方公務與害(災害補償法が適適) 地方公務與害、通勤災害について、費用の自負担金を行う。 【内 容】対象職員の公務災害・通勤災害について、費用の自負担金を行う。 【内 容】対象職員負担金605千円)【事務処理職員負担金605千円)【事務処理職員公務災害・商勤災害 0件) 2 労災保険適用職員の労災害 0件) 2 労災保険適用職員の労災害 0件) 2 労災保険適用職員の労働災害 (目的) 「労働者保険法」による労働者保険法」による労働者保険法」による労働者保険法」による労働者保険法」による労働者保険 1 (16年度)の対象等、1 (16年度) (17年度等類) (16年度) (17年度等) (17年度等) (17年度等) (17年度等)(大療処理実績等)(17年度予算) (17年度))(17年度)(17年度)(17年度)(17年度))(17年度)(17年度)(17年度)(17年度))(17年度)(17年度)(17年度))(17年度)(17年度)(17年度))(17年度)(17年度)(17年度))(17年度)(17年度)(17年度)(17年度))(17年度)(17年度))(17年度)(17年度))(17年度)(17年度)(17年度))(17年度)(17年度))(17年度)(17年度))(17年度)(17年度))(17年度)(17年度))(17年度)(17年度)(17年度)(17年度))(17年度)(17年度)(17年度))(17年度)(17年度))(17年度)(17年度))(17年度)(17年度))(17年度)(17年度))(17年度)(17年度))(17年度)(17年度))(17年度)(17年度))(17年度)(17年度))(17年度)(17年度)(17年度)(17年度))(17年度)(17年

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		総務部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
7	職員の福利厚生		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	職員厚生課	総務課	総務課	総務課	総務課	
根拠法令等	<ul><li>・相模原市職員被服貸与規則</li><li>・地方公務員等共済組合法</li></ul>	<ul> <li>城山町職員被服貸与規程</li> <li>地方公務員等共済組合法</li> </ul>	<ul> <li>連久井町職員被服貸与規程</li> <li>地方公務員等共済組合法</li> </ul>	<ul> <li>租模湖町職員被服貸与規程</li> <li>地方公務員等共済組合法</li> </ul>	・服装基準 ・地方公務員等共済組合法	
歳出予算額(平成17年度)	21,111千円	1,373千円	1.114千円	227千円	333千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	1.被服購入(職員厚生課分)	1.被服購入(総務課分)	1.被服購入(総務課分)	1.被服購入(総務課分)	1.被服購入(総務課分)	
	マ	予算額816千円(一般会計) 【目 的】 規程に基づき、職員に職務上必要な被服を貸与するもの。 【内 容】 貸与規程による。男女事務服は廃止(平成12年度)した。 【備 考】 (機 6 後妻 1	予算額203千円(一般会計) 【目 的】 規程に基づき、職員に職務上必要な被服を貸与するもの。 【内 容】 貸与規程による。男女事務服は廃止した。 【備 考】 被服貸与所管課 学校給食センターの調理師 学校給食センターの調理師 学校給食センターの調理師 学校給食センターの調理師 学校給食センターの調理師 学校給食センターの調理師 学校給食をシークー (概要) 11千円(一般会計) (概要) 11千円(一般会計) (間長期負担金など。 (内 容) 共済費700千円, 一次計算額分割の 11年間 11年間 11年間 11年間 11年間 11年間 11年間 11年	予算額の千円(一般会計) 【目 的】 規程に基づき、職員に職務上必要な被服を貸与するもの。 【内 容】 貸与規程による。ただし、財政事情により被服 の貸与は行っていない。 【備 考】 被服譲 2.その他福利厚生 予算額227千円(一般会計) 【概 要】 旧恩給組合に係る共済組合町負担金、共済組合職員長期負担金など。 【内 容】 共済質190千円 ・旧恩給組合に係る共済組合町負担金・共済組合助及び受付金・・球技大会等派遣代32千円(1人500円)・都町職員連絡協議会負担金 5千円	予算額124千円(一般会計) 【目 的】 基準に基づき、職員に職務上必要な被服を貸与するもの。 【内 容】 貸与規程による。ただし、事務服は廃止した。 【備 者】 被服貸課 2 - その他福利厚生 - 予算額483千円(一般会計) 【概 要引 旧恩給組合に係る共済組合町負担金、共済組合職員長期負担金など。 【内 容】 共済費300千円 ・旧恩給組合助及び交付金183千円 ・球技大会参加費補助・郡町職員上金 ・共済網額協議会員担金 【平成17年度】 1 ・被服購入予定な し) 2 ・その他福利厚生 ・共済費(旧恩給組合) 300千円 ・負担金統額議会員担金 「中成17年度」 1・被服購入予定な し) 2 ・その他福利厚生 ・共済費(旧恩給組合) 300千円 ・負担金統額議会員担金 31千円 ・負担金統額。 31千円 ・負担金。 31年間 日間	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	ロけいはません。 各種事務事業の取扱い		総務部会			
事務事業番号	音性争伤争乗の収扱い 事務事業名		協議ランク			
8	職員会館の維持管理		Mic Aid Mi			
0						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	職員厚生課	総務課	総務課	総務課	総務課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	203,348千円					
	3,719千円					
【事務事業の内容】	1 建設趣旨 職員会館は相模原市職員の健康管理、元気回復 及び生活支援や災害時の職員の得機・休憩場所と して利用を図るため、相模原市の設置依頼に基づ き神奈川県市町村職員共済組合が、「長期経理の 資金による職員任宅及び職員摩生施設の取得に関する要網」に基づき、自治大臣の許可を得て建設したもので、同組合との賃貸借契約に基づき本市が維持管理を行っている。 2 施設概要 【位 置】 相模原市中央2丁目10番8号 【敷地面積】 2,457.47㎡ 【構造等】 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造)地下1階、地上4階返床面積4,513.80㎡ 【内 容】 保健機能 (検診室、健康相談室、医務室等)元気回復機能 (体育室、フィットネス室、和室等)生活支援機能 (物資斡旋スペース、厚生会事務室等) 3 維持管理費等 40,266千円 4 賃借料等 163,082千円 (債務負担行為平成24年まで)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		総務部会			
事務事業番号	事務事業名職員の健康管理		協議ランク			
9			A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	職員厚生課	総務課	総務課	総務課	総務課	
根拠法令等	· 労働安全衛生法 · 相模原市職員安全衛生管理規則	- 労働安全衛生法	<ul><li>・労働安全衛生法</li><li>・津久井町職員衛生管理規程</li></ul>	・労働安全衛生法	· 労働安全衛生法	
歳出予算額(平成17年度)	87,873千円	2,480千円	2,137千円	394千円	982千円	
歳入予算額(平成17年度)		0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	日 的】	【目 的】 【目 的】 【健康維持、疾病の早期発見等職員の健康管理をし、快適な職場環境の形成を図る。 【内 容】 1 健康診断 職員の健康状態の推移を把握し、潜在する疾病を早期に発見するため、次の健康診断を実施している。 (1)一般健康診断(定期) (2)胃検診 (3)大腸がん検診 (4)保育担当職員胸部 X線間接撮影 2 健康相談(メンタル相談)教育委員会相談を精神科医(非常勤・にお用いし毎期にい日記を精神科医(非常勤・に利用し、同日に町職員に対する健康相談を実施している。 実施曜日:火(午後)、木(午前)、金(1日)	【目 的】 労働安全衛生法等に基づく各種事業を実施し、 職員の健康管理を推進すると共に健康の保持・増 進を促進する。 【内 容】 1 健康診断 職員の健康状態の推移を把握し、潜在する疾病を早期に発見するため、次の健康診断を実施している。 (1) 産入時健康診断 2 健康相談(メンタル相談) 教育委員会では、小中学校児童・生徒・教員 の精神面での相談を精神科医(非常勤)にお利用し、同日に町職員に対する健康相談を実施している。 3 職場復帰訓練の実施 精神疾患による療養休暇、休職中の職員の円 沿な職場復帰の実現を図るため、治療の一環として所属。 3 職場復帰部はまいて職場優帰のための訓 練を行える制度を制定している。	【目 的】 労働安全衛生法等に基づく各種事業を実施し、 職員の健康管理を推進すると共に健康の保持・増 進を促進する。 【内 容】 1 健康診断 職員の健康状態の推移を把握し、潜在する疾病を早期に発見するため、次の健康診断を実施している。 (1)雇入時健康診断 (2)定期健康診断	【目 的】     労働安全衛生法等に基づく各種事業を実施し、職員の健康管理を推進する。 【内 容別・増進を促進する。 【内 容別・関連の健康が悪の推移を把握し、潜在する疾病を早期に発見するため、次の健康診断を実施している。 (1)産の健康診断 (2)定期健康診断	